

議題2 新型コロナウイルス感染症による経済への影響について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（資料番号 1-1）	1 頁
厚生労働省（資料番号 1-2）	2 頁
文部科学省（資料番号 1-3）	21 頁
農林水産省（資料番号 1-4）	22 頁
経済産業省（資料番号 1-5）	23 頁
経済産業省コロナ対策パンフレット（資料番号 1-6）	25 頁
財務省（資料番号 1-7）	40 頁
国土交通省（資料番号 1-8）	49 頁
国家安全保障局（資料番号 1-9）	55 頁
法務省（資料番号 1-10）	57 頁
総務省（資料番号 1-11）	58 頁
金融庁（資料番号 1-12）	63 頁

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（ポイント）

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

資料番号1-1

- ▶ 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- ▶ 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

（1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- ・クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
- ・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- ・医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- ・マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆PCR検査体制の強化

- ・PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- ・PCR検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- ・AMED等の活用による治療薬等の開発加速

◆症状がある方への対応

- ・傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- ・政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報（典型的な臨床情報等）
- ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

（2）学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- ・正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設（10/10、日額上限8,330円）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方：日額4,100円）

◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・緊急小口資金等の特例の創設（緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等）

◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費（10/10）支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費（10/10）支援
- ・企業主導型バビーシッターサービス事業の3月の割引券上限引き上げ（月24枚→120枚）

◆学校給食休止への対応

- ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- ・給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

（3）事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一斉休業等）、1月遡及適用
- ・特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等

◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模

- ・「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- ・信用保証協会によるセーフティネット4号（100%）・5号（80%）、危機関連保証（100%）
- ・日本政策投資銀行（DBJ）及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（2,040億円）
- ・民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- ・国際協力銀行（JBIC）の「成長投資ファシリティ」等の活用（最大5,000億円規模）
- ・DBJによる国内サプライチェーン再編支援（再掲）

◆観光業への対応

- ・魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- ・事態終息後の官民一体となつたキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

（4）事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備（令和2年3月10日閣議決定）

- ・新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・確定申告期限の延長（令和2年4月16日まで）、運転免許の更新の臨時措置等
- ・公共工事等の柔軟対応（工期の延長等）や縦横の弾力的対応

◆国際連携の強化

- ・WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の 進捗状況について

令和2年3月19日(木)

厚生労働省

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- 需要供給両面からの総合的なマスク対策(P1)

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- 保護者の休暇取得支援等(P13)
- 個人向け緊急小口資金等の特例(P17)
- 放課後児童クラブ等の体制強化等(P18)

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- 雇用調整助成金の特例措置の拡充(P21)
- 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化(P22)

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- 資格更新の研修等に係る臨時措置等(P24)

(5) その他

- 新卒の内定取り消しについて(P26)

- 働き方改革の中小企業への適用について(P34)

▶ 「緊急対応策第2弾」等に基づき、医療現場をはじめ、感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

(1) 医療機関向けマスクの優先配布

【各省庁保有マスク】

- 各省庁の機関が保有するマスク（250万枚）を、自治体などを経由して、必要な医療機関に優先配布。（3/18目途で配布完了）

【国買い上げ分】

- 増産と輸入拡大を通じ、国で1,500万枚以上を確保。自治体などを経由して、必要な医療機関に優先配布。（200万枚を、国からの直送分は3/24目途に、県経由分は3/27頃までに配布）

(2) 再利用可能な布製マスクの配布

- 約2,000万枚を国が購入し、介護施設等に配布（介護施設、障害者施設、保育所、放課後児童クラブ等）。(3/20目途で15万枚を愛知県に配布。以降、順次配布)

※ 自治体が介護施設等へ配布するマスク等について、一括購入等に必要な費用を国で補助。

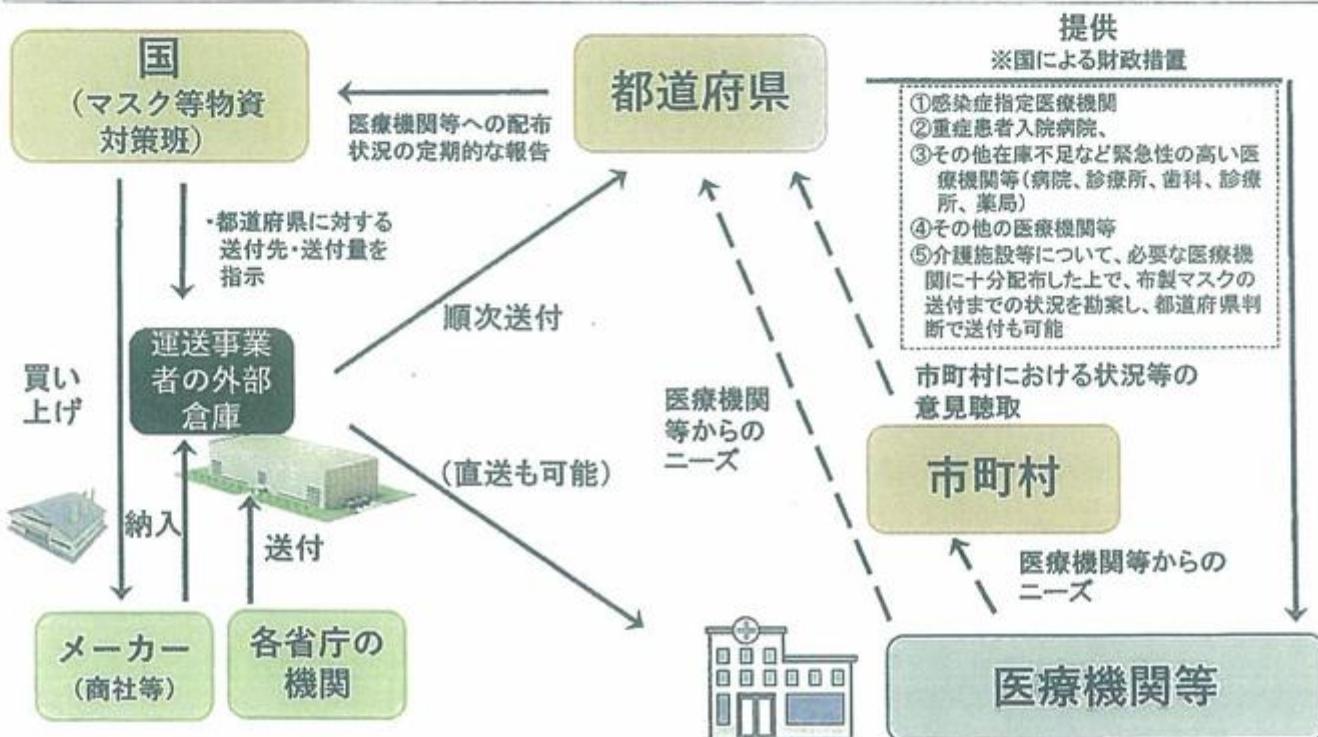
(3) 北海道向け使い捨てマスクの配布

- 北海道の6市町村（北見市・中富良野町・せたな町・美瑛町・木古内町・知内町）8万世帯に、各世帯40枚程度、320万枚を配布。（3/16に配布完了）
- 上記のほか、患者数が一定数以上の地域（札幌市を含む35市町村）の介護施設等に、1人14枚程度、420万枚を配布（3/19～25までに配布）

※このほか、マスクの転売を禁止（3/15施行。国民生活安定緊急措置法施行令）

医療機関向けマスク配布の基本スキーム

- 国が買い上げた医療機関向けマスクを、医療機関のニーズを把握している都道府県に送付し、都道府県から医療機関に提供する。各都道府県の備蓄状況及び人口を勘案して送付量を決定する。
- まず、各省庁の機関が保有するマスクの一部（約250万枚）について、各都道府県に送付し、医療機関に提供する。その後、メーカー・商社等からの納入状況に応じ、備蓄状況や都道府県管内の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案し、順次、都道府県に送付し、速やかに医療機関に提供する。



都道府県から医療機関等に配布する際の目安

- 都道府県に送付予定の事務連絡の中で、都道府県から医療機関等に配布する際の目安を提示する予定。
- その目安については、以下を基本とする。
 - ①感染症指定医療機関等(※1)を優先(特に「医療用マスクの安定供給スキーム」により優先供給対象の医療機関)
 - ②重症度が高い患者が入院する等の病院を優先(救急受入件数;ICU保有、特定機能病院など)
 - ③在庫の不足の程度(あと何日分備蓄があるか)など個別のニーズについて、緊急性の高い医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、薬局)を優先
 - ④その他特別の事由がある場合はその医療機関等(同上)を優先
 - ⑤介護施設等(※2)については、必要な医療機関に十分配布した上で、布製マスクの送付がなされるまでの状況を勘案し、都道府県の判断で配布することは差し支えない。

※1 感染症指定医療機関等：①感染症指定医療機関（特定、第一種及び第二種）、②新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、③通知※Aに基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関、④帰国者・接触者外来

※A 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）

※2 介護施設、障害児・者施設、保育所、家庭的保育事業所、放課後児童クラブ、児童養護施設、幼稚園、認定子ども園、認可外保育施設、保護施設等

3

参考

都道府県へのマスクの配布枚数（案）<省庁保有マスク約250万枚>

<都道府県への配布枚数>

単位:枚

北海道	8万	埼玉県	11万	岐阜県	5万	鳥取県	4万	佐賀県	1万
青森県	4万	千葉県	11万	静岡県	7万	島根県	1万	長崎県	2万
岩手県	4万	東京都	20万	愛知県	14万	岡山県	3万	熊本県	2万
宮城県	6万	神奈川県	13万	三重県	4万	広島県	4万	大分県	5万
秋田県	3万	新潟県	5万	滋賀県	5万	山口県	2万	宮崎県	1万
山形県	2万	富山県	1万	京都府	3万	徳島県	1万	鹿児島県	2万
福島県	2万	石川県	1万	大阪府	13万	香川県	4万	沖縄県	2万
茨城県	4万	福井県	4万	兵庫県	8万	愛媛県	4万		
栃木県	4万	山梨県	3万	奈良県	6万	高知県	4万		
群馬県	2万	長野県	3万	和歌山县	4万	福岡県	7万		

※都道府県のサージカルマスクの備蓄量は、3/3時点であり、数値については、今後、修正があり得る。

医療用マスクの安定供給スキーム (R2.2.25~)

- 都道府県、政令市及び中核市は、各自治体の備蓄で管内のマスク需要に対応
- ただし、需要量が多く、備蓄のみでは対応できないなど、一定要件に該当する場合には、各自治体は厚労省に優先供給を要請（スキーム①）
- さらに、マスクの需要急増により、各自治体の備蓄による対応が困難であり、緊急的に感染症指定医療機関等への供給が必要な場合は、厚労省に対して優先供給を要請（スキーム②）

スキーム①

⇒自治体備蓄への供給

【スキーム①適用要件】

- 管内の医療機関（当面の間、感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関が対象）で新型コロナウイルス確定患者を受け入れており、かつ、備蓄量が以下の標準量※を下回る自治体を対象
※サージカルマスク：4万枚、N95マスク：1万枚



2/28

*サージカルマスクから開始

スキーム②※緊急対応

⇒医療機関備蓄への供給

【スキーム②適用要件】スキーム①適用要件に加えて

- 医療機関の在庫量が最低必要量※を下回り、自治体備蓄を優先放出しても、最低必要量の確保が困難な医療機関である。
※感染症病床数11床以上 サージカルマスク 1万枚、N95マスク 3.2千枚
6-10床：サージカルマスク 5千枚、N95マスク 1.2千枚
それ以下：サージカルマスク 3千枚、N95マスク 8百枚



2/28

*サージカルマスクから開始

※ 第一弾の要請（2月28日）：14自治体（41万枚）、68 医療機関（18.8万枚）
※※第二弾の要請（3月13日）：21自治体（73万枚）、211 医療機関（84.8万枚）

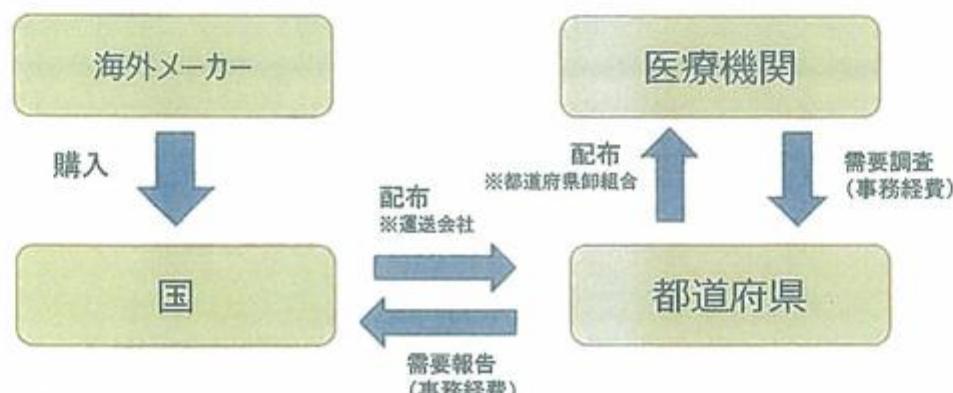
5

令和元年度予備費要求額のうち
サージカルマスク分 48億円

医療機関等に対するサージカルマスクの配布

事業概要

国内におけるサージカルマスクの需給が逼迫しており、感染症拡大防止の観点から、国がメーカーからサージカルマスクを一括して購入し、医療機関等へサージカルマスクを配布するもの。



介護施設等に対する布製マスクの配布

令和元年度予算額
布製マスク分 113億円

- 洗濯することで再利用可能な布製マスクを2,000万枚、国が一括して購入。
- 介護施設や障害者施設、保育所、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどに対し、地方公共団体の協力も得つつ、少なくとも1人1枚を配布。



7

新型コロナウイルスによるマスク需給への影響と対策（医療用マスク）

現状

【需要】 2018年 約13億枚／年 (**約1億枚／月**) ※注；産業用マスクを含む

【供給（生産・輸入）】 ※1/28に増産要請

① サージカルマスク：国内約2千万枚／月、海外約7千万枚／月

国内は、1/28の増産要請を受けて、24時間体制で製造。一方、中国からの輸入は停滞。

② 高機能マスク（N95、DS2）

国内生産は少量。大半が中国製造。中国からの輸入は停滞。

【在庫・備蓄】 メーカー在庫はほぼ残っていない。

各都道府県の感染症指定医療機関の在庫状況等を踏まえ、都道府県備蓄の放出等を要請（2/10）※一部の自治体では既に放出済み

(例) サージカルマスク ○都道府県合計 (感染症指定医療機関)	最小0.2万枚～最大48.9万枚 (2/25時点)
○感染症指定医療機関 (410施設) 別	最小0万枚～最大105.5万枚 (3/3時点)
	最小0枚～最大28.4万枚 (2/25時点)
	最小16.0万枚～最大49.6万枚 (3/3時点)

対応

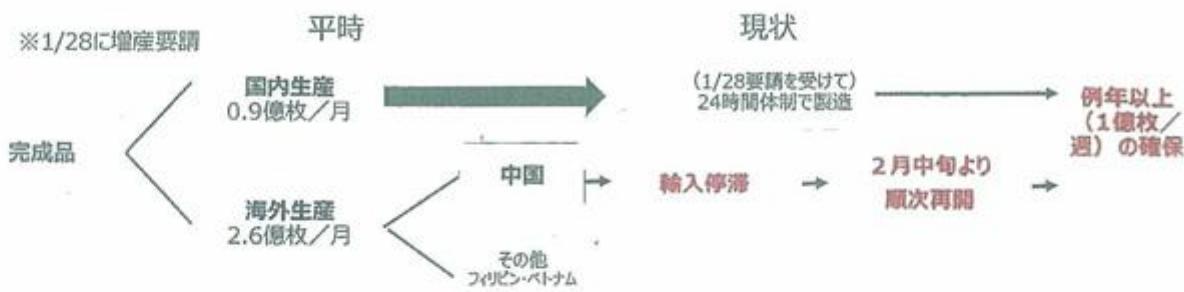
- 備蓄や在庫が不足する自治体や医療機関への優先供給の仕組みを構築（2/25から開始）
- 医療機関向けマスクを国が確保し、必要な医療機関に優先配布
 - 各省庁保有するマスク（250万枚）：3月18日メドに配布
 - 国が一括購入するマスク（1500万枚以上）：順次配布
- 医療従事者向けの情報発信** ⇒ 全国の備蓄状況や感染防御策（＊）の発信など
 - * 医療従事者の感染防御策；診察時はサージカルマスクで可。エアロゾル発生手技（例えば気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取）を行う場合にN95マスク又はDS2マスク等を装着（医療関係団体に周知）

新型コロナウイルスによるマスク需給への影響と対策（一般用マスク）

現状

【需要】 2018年 43億枚／年 (3.6億枚／月) ※ピーク時（例年2月）5.8億枚／月

【供給（生産・輸入）】



【在庫】 メーカー・卸在庫はほぼ残っていない。薬局などの店舗でも常時品薄状況（※）。

※入荷については、一部改善が見られるが、依然として見通しの立たない薬局もある。

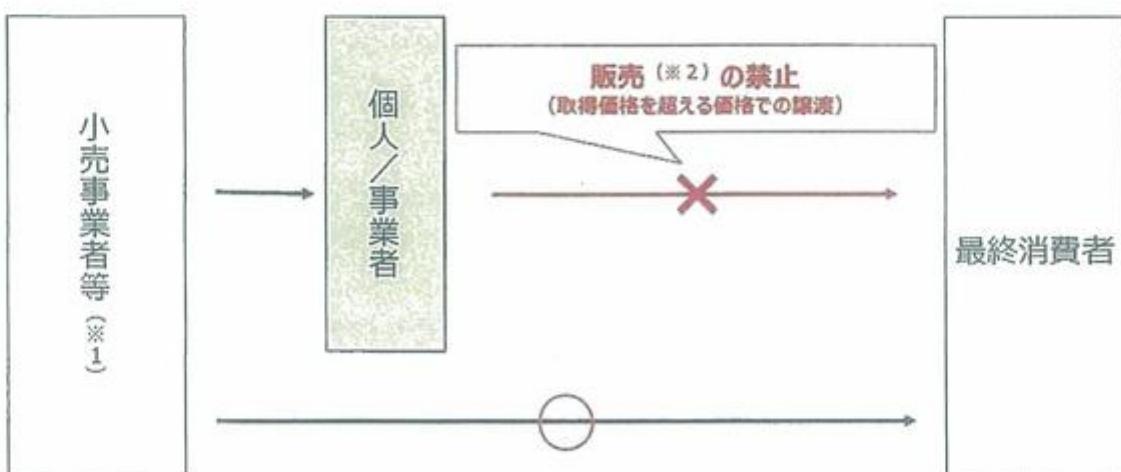
対応

- ① 需要：国民向けの情報発信や一人あたりの販売量の制限等の要請、転売規制の導入
- ② 供給：増産要請や生産設備導入補助による国内生産体制強化、更なる輸入回復に取り組むこと
より、3月中に6億枚超を確保

9

国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について 【厚生労働省、経済産業省、消費者庁】

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置の導入)



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為

○対象：衛生マスク

○違反者に対しては懲役一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

○公布日から4日後（3/15）に施行

新型コロナウイルスによる 消毒用エタノール需要への影響と対策

現状

【需要】※ドラッグストア各社や、製造メーカーへの厚労省・経産省からの聞き取り調査（～2/28）

- 一般用については、品薄の状態が継続し、今後の入荷の見込みがたたない店舗もある。
- 医療用については、製造し出荷するとすぐに発注が入る状況（既存の取引先医療機関との受注が優先される傾向にあること）
(注) 一般用と医療用は、いずれもエタノール濃度は80%前後に設定。

【供給（生産）】※製造メーカーへの厚労省・経産省からの聞き取り調査（～2/28）。聞き取り先は全て国内製造であった

- 2月は一般用・医療用を合わせて昨年月平均比1.8倍で増産（一ヶ月間の生産量は合計約170万L。これは、1日当たりの生産量は約2,800万回分に相当※1回2mL換算）。今後も増産を継続予定。
- 製造キャパシティ（人員含め）以上の受注があり、生産が追いついていない状況。
- エタノール自体（原料は工業用エタノール）は逼迫していないものの、容器は大規模増産している大手製薬業者に集中しており、一部の中小製薬業者では確保が困難になっている

11

新型コロナウイルスによる 消毒用エタノール需要への影響と対策

対策

- 需要が急速に増加していることを踏まえ、厚労省から、メーカー団体及び卸団体に対して、増産を図る等の措置を講じるとともに、分割納入等により適正な流通を図るよう要請（2月12日）
- 厚労省から、施設の所有者やイベント主催者等が訪問者や職員等に使用させるため、手指消毒用エタノールを大きな容器で購入し、小分け容器に詰め替えて使うことができることを明確化（2月28日）
- 経産省から、3月14日以降、消毒液のネットオークション出品の自粛を要請（2月28日）
- 経産省から、3月14日以降、通常の電子商取引において、小ロットの商品のみの出品が可能になるよう販売事業者に要請（2月28日）
- 一般用の増産を円滑にするため、厚労省から、薬事規制上の取扱いについてメーカーからの相談に対応（随時）しつつ、消毒用エタノールの薬事上の取扱い（容器及び小分け詰め替え）についてメーカーに周知（3月3日）
- 厚労省から、都道府県が吸い上げた医療機関、高齢者施設等のニーズに対して優先供給するスキームについて、事務連絡を発出（3月13日）

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合は対象となります。

○「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

★ 「障害のある子ども」については、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校（第1学年から第3学年まで）、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的

な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行なう施設等

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
(労働者を雇用する事業主の方向け)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合は対象となります。（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに感染した場合は対象となります。）
- ・「小学校等」とは
 - ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
 - ★ 「障害のある子ども」については、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校（第1学年から第3学年まで）、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
 - ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行なう施設等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

・新型コロナウイルスに感染した者・発熱等の風邪症状が見られる者

・新型コロナウイルスに感染した者の看護接觸者

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（配偶、祖父母等）であつて、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記ほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○週休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：学校の元々の休み日以外の日（※休み日や日曜日など日々休みの日は対象外）

・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・学校の普段みなぎにかかるひさず、令和2年2月27日から同年3月31までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行なうことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合はでも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象となります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことがあります。）

○労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
(労働者を雇用する事業主の方の方向け)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合は対象となります。（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども）
- ・「小学校等」とは
 - ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
 - ★ 「障害のある子ども」については、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校（第1学年から第3学年まで）、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
 - ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行なう施設等

○有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×1.0／1.0

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日割り賃金（※）×日割り賃金を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日割り賃金、ほかの（8,330円を超える場合）48,330円）

【申請期間】

○ 令和2年3月18日～6月30日までです。

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
* 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について一度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

○ 学校等休業助成金・文部省等相談コールセンター 0120-60-3999 (受付時間：9:00～21:00)

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・文部省等相談センター**（厚生労働省の専任部署）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本仕事の所属地により以下の4つに分かれます）

・関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662軒

・東北、関西、四国、中国地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・北海道、中部、九州、沖縄地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒176-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・北海道地区

〒550-8798 大阪西野便局私書箱62号

※申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印字できなければ、書類提出時に提出用紙を用意して下さい。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/intousa/bunya/koyou/roudou/koyou_roudou_kyoushikin/page007_000002.html

※作業にご注意ください。■や労災申請書から、助成金の相談について電話等で軽微なことはありません。

※また、申込み、口頭申告やその他の届け出をされた場合は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

※助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

令和2年3月18日作成



厚生労働省

※厚生労働省HP(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなつた個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

[支援の内容]

- 令和2年2月27日から3月31日の間ににおいて、就業できなかつた日にについて、1日当たり**4,100円（定額）**

[申請期間]

- 令和2年3月18日から6月30日までです。

[支援の対象となる方] ※ (1)～(4) のいずれにも該当する方が対象

- (1) 保護者であること
- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であつて、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する郷族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話を行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- 「臨時休業等」とは
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
 - ・ 小学校等が臨時休業した場合
 - ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼がある場合をいいます。
 - ・ なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。（※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）
- 「小学校等」とは
 - ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての障★障害のある子どもについて、は、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。）
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後等ティーサービス
 - ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- 「小学校等」とは
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した者発熱等の風邪症状が見られる者
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者
- ② 新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

- 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者がから、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払わることを内容とする契約のことといいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や認証ができるものが申請には必要となります。

- 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

- 契約において、業務従事者や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一一定の指定を受けていること

- 例) 業務従事者や業務遂行の態様（業務の内容など）
・ 業務の場所（業務を行なう場所や施設など）
・ 業務の日時（業務を行なう予定の日・時間、開始日と終了日など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となつていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるものなど、作業量や成果物により、報酬が算定されるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行なうことができなくなつたこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行なう日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行なう日が明別できるような場合も含まれます。

- 業務を行なうことができなかつた日が、小学校等の臨時休業等の期間中であつて、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと※ただし、上記（2）②の子どもの世話を行なうことができなかつた場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

○ 支給要件、申請手続のお問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 (受付時間：9：00～21：00)

○ 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）
に郵送（配達記録が残るもの）してください。

提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPにて確認ください。
※申請者は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印字できない場合はコールセンターに郵送下さい。)
※支援金HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kintetsu/seikatsu-fukushi_kougo/seikatsusihogo/seikatsu-shinkin1/index.html

※郵便にてお届けください。※電話にて電話等で勤務することはありません。
※支援金の相談について電話等で勤務することはありません。
※収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が対象です。
※「制度」の特例もご適用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kintetsu/seikatsu-fukushi_kougo/seikatsusihogo/seikatsu-shinkin1/index.html

個人向け緊急小口資金等の特例

予備費追加
207億円(3/10)
104億円(3/19)

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3ヶ月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

内閣府

既定経費対応

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

今般の小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等、追加で生じる費用について、今回の措置の特殊性に鑑み、国庫補助の対象とする。

さらに、臨時休業後の放課後児童クラブの運営状況等を踏まえ、開所に当たって人材確保が困難になることが見込まれることから、追加で人材確保に要する費用や、新たに放課後児童クラブを利用する児童の保険料、障害児を受け入れる場合に生じる費用等について、今回の措置の特殊性に鑑み、国庫補助の対象とする。

補助概要

<基準額(案)>

- 小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助
1支援当たり・1日当たり 10,200円 → 計 30,200円を補助
- さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用を補助
1支援当たり・1日当たり 20,000円
- 小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助
1支援当たり・1日当たり 36,000円 → 計 62,000円を補助
- さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用を補助
1支援当たり・1日当たり 26,000円
- 小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を受け入れる場合に補助
1支援当たり・1日当たり 6,000円
- 小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に補助
1支援当たり・1日当たり 6,000円
- 小学校の臨時休業に伴い、午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に補助
1支援当たり・1日当たり 12,000円

<財源> 税財源

<保護者負担> 今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないこととする。

<負担割合> 今回の措置の特殊性に鑑み、国庫負担割合 10／10とする。

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等ディサービスの対応に係る財政支援

所要額(予備費): 9,998,940千円

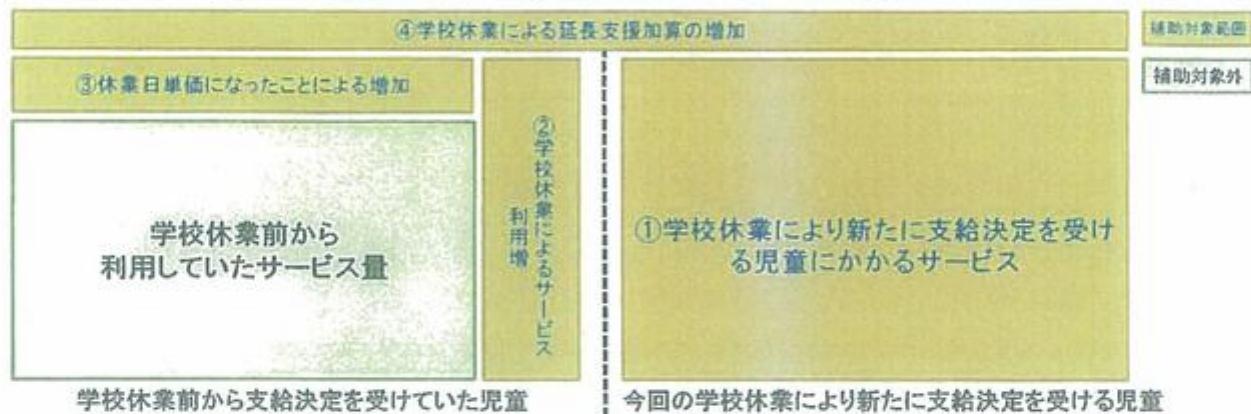
特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等ディサービスの利用の増が見込まれることから、
追加的に生じたサービス分に係る利用者負担及び地方負担に係る部分について国費により補助する。

【対象となる経費】

- ①今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬
- ②今般の学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ增加した報酬
- ③今般の学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬
- ④事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬

【予算規模】

100億円(事業規模193億円のうち、利用者負担分を除いた187億円の1/2にあたる93億円については、障害児入所施設等国庫負担金による通常の国1/2負担分により対応するため、所要額は利用者負担分と地方負担をあわせた100億円)



19

内閣府

既定経費対応

小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業 の利用料にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

今般の小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用については、今回の措置の特殊性に鑑み、国庫補助の対象とするもの。

補助概要

<基準額(案)>

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を減免した場合に加算

1日当たり 6,400円

<財源>

税財源

<負担割合>

今回の措置の特殊性に鑑み、国庫負担割合10/10とする。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
(中小企業:2/3 大企業:1/2)

- 雇用調整助成金の助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化。
- 更に、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げるほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする。

第1弾 (2月14日～)	第2弾 (3月10日～)	
	一般的な場合	活動の自粛を要請している地域 (一定期間内) ※現時点では北海道
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 ※2月28日に先行拡充済	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	同左	4/5(中小)、2/3(大企業)
計画届の事後提出を認める(1月24日～3月31日まで)	計画届の事後提出を認める(1月24日～5月31日まで) ※2月28日に先行拡充済	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

21

生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(民間団体が実施するSNSを活用した相談事業の拡充)

新型コロナウイルス緊急対応策(第2弾):3,000千円(既定経費)
(※地域自殺対策強化交付金の内数)

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化等により、経済・生活問題への影響も考えられるところから、生きることの包括的支援のため、民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援を拡充する。

【実施主体】

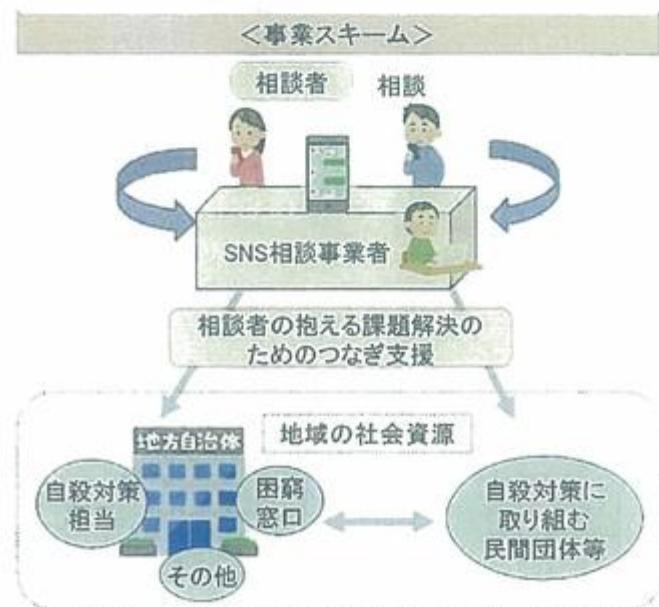
民間団体

【補助率】

10/10

【事業内容】

- 悩みを抱えた方々への相談機会の確保を図るために、SNSを活用した相談事業を実施しており、相談体制を拡充する。
- 令和2年3月18日(水)より、チャット形式によるSNS相談を以下の時間帯に実施
 - ◆受付時間: 平日(18時00分～21時30分)
土日祝日(14時00分～21時30分)
 - ◆実施主体:一般社団法人全国心理業連合会



生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について（抄）
(令和2年3月3日 事務連絡)

生活困窮者自立支援制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」(令和2年2月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)を発出したところですが、就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方に対する相談支援等にあたっては、同事務連絡及び下記に留意して対応いただくようお願ひいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)への周知を併せてお願ひいたします。

記

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めていただくとともに、府内部局や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めること。

特に住まいに関する不安を抱える方については、住居確保給付金の利用とともに、一時生活支援事業の活用の検討等を積極的に進めること。

自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、府内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めること。

なお、子どもの学習・生活支援事業については、実施にあたっての留意事項をまとめた「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年2月28日)を発出しているので参考すること。

以上

23

【機密性2情報】

3月19日12:00時点（未定稿）

更新のために講習・研修等が必要な公的な免許・資格等（総括）
(4月実施分)

1. 具体的な取組状況

- 省庁において、53件の講習・研修等が該当。

2. 主な取組事例

- 主な講習・研修等の取組事例は次のとおり。

1. 受講期限の延期 23件
例 金融先物取引業務資格、介護支援専門員、小型船舶操縦免許証
2. 資格失効時に通常の更新と同様の条件で再取得手続きを行うための措置 1件
例 運転免許
3. 直近実施分の中止又は延期（直ちに資格が失効する者がいない。） 12件
例 建築士、防水構造監督者研修
4. 受講方法の工夫（自宅学習等） 6件
例 宅地建物取引士、難病指定医
5. 救済措置を検討中 2件
例 造血細胞移植コーディネーター
6. 対応を検討中 9件
例 酒類販売管理者、教育職員免許状

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて

内容

【令和2年2月25日厚生労働省老健局振興課事務連絡】

- 令和2年2月25日各都道府県宛てに、今般のコロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられることから、このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来る旨、管内の関係者に周知いただくよう依頼した。
- **法定研修を延期・中止する**
- **その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする**
- ※ 研修場所で実施する演習については、「介護施設での実習等」に含む取扱いとして差し支えない。

対象となる研修

- 今回の取扱いについては、今現在、介護支援専門員・主任介護支援専門員の資格をお持ちの方が研修の中止・延期により資格喪失となることがないようにするための対応策のため、以下の法定研修一覧のうち、赤囲いの研修が対象。

主な対象者（受講要件）		研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員の資格継続を希望する場合		
更新研修	介護支援専門員の有効期間が概ね1年以内の者 (※2回目以降の更新の場合)	88時間以上 (32時間以上)
専門研修	専門Ⅰ課程：就業後6ヶ月以上の実務従事者 専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	I：56時間以上 II：32時間以上
介護支援専門員の資格再取得を希望する場合		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合		
主任研修	更新研修又は専門Ⅰ・Ⅱ研修の修了者	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上



新型コロナウイルスに起因する採用内定取消しについて

厚生労働省人材開発統括官
令和2年3月19日（木）

- 1 内定取消しの考え方と把握の仕組み
 - 新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消し（解雇）は無効とされる。
 - 新卒者を雇い入れようとする事業主は、新卒者の採用内定を取り消した場合、公共職業安定所等にその旨を通知することによっており、公共職業安定所は、通知の内容を都道府県労働局を経て厚生労働省に報告することとなっている。（参考①）

- 2 内定の取消しを防止するための対応
 - 事業主の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特別措置。
※新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする特例措置（参考②）
 - 3月5日から6日にかけて、厚生労働省から、経済団体に対し、新卒者の採用内定の取扱いを含め、雇用維持等への配慮を要請。（参考③、※1）
 - さらには、3月13日、4省庁（内閣官房・文科省・厚労省・経産省）から、経済団体等8団体に対し、2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定者の内定者への特段の配慮について要請。（※2）
 - 学生の皆様へ、ハローワークにおいて支援等する旨のメッセージの発信。（参考④）
- 3 内定の取消しが生じてしまった場合の対応
 - 採用内定の取消を受けた新卒者に対しては、ハローワークにおいて、学校とも連携しながら、新たな就職先との確保に取り組むなど、丁寧な就職支援に努める。（参考⑤）

- ※1 経済団体（日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会）への要請書（抜粋）（3月5日、6日）
- ※2 新卒の内定者の取扱いについて、待機のご配慮をいたたくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。

- ※3 新卒の内定者の取扱いについて、待機のご配慮をいたたくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。
- ※4 「学生が十分な企業情報を得て、それを咀嚼できる時間を持つべきだ」という意見がある一方で、学生が安心して就職活動に取り組める環境を整えていく必要」
「既に内定を得ている学生が、今後の影響を受けて、内定先の企業に入社できるか不安を抱いていると思われるため、その不安を解消していただけ必要」

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の様式を囲った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

事業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 新規卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても賃度対象とします。

② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を超えていないでも助成対象とし、イ 過去の受給対象となるたびに支給限度の支給限度日数から過去の受給日数を差し引きます。

③ 最近までの受給を可能とします。支給限度日数から過去の受給日数を差し引きます。

【既に講じている特例措置の内容】

- ④ 令和2年1月24日以降の休業等計画期間の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。(※生産指標の確認は提出があつた月の前月と前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とされています。(※生産指標の確認は提出がある月の前月と令和元年12月と比べます。そのため2月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加している助成対象とされています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経営上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。
 (経済上の理由)
 ① 取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合。
 ② 労働者が感染症を発症し、自主的に事業活動を縮小した場合。
 ③ 労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



	審査所数	合計(人數)	新規学校卒業者の採用内定取消し件数の推移		
			中学生	高校生	大学生等
平成20年度卒	447	2,143	1	381	1,761
平成21年度卒	63	163	1	64	93
平成22年度卒	196(143)	593(469)	0	338	260
平成23年度卒	53	101	0	63	38
平成24年度卒	39	76	0	34	42
平成25年度卒	31	54	0	30	24
平成26年度卒	29	60	0	36	24
平成27年度卒	32	82	0	40	42
平成28年度卒	24	85	0	20	65
平成29年度卒	22	73	0	29	44
平成30年度卒	23	35	0	19	16

*〇中の数字は舜次の比率によるもの

*大学生等とは、大学、短期大学、専修学校等をいいます。

(参考3) 経済団体への要請文
(3月5日日本経済団体連合会、全国商工会連合会、3月6日全国中小企業団体中央会、日本商工会議所へ要請)

令和2年3月6日
一般社団法人日本経済団体連合会会長 横

助成内容と支給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または飲食用具費を実施した場合の 賃金相当額、出向を行った場合の出向元労主の負担額に対する 助成（算定基準は、前年度の賃金額の実績料の算定基準どおりの賃金額等から算定され ます。）	1／2	2／3
教育訓練を実施したときの加算（単） 支給期間日数	1人1日当たり1,200円 1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 申請者が指定した1年間の対象期間について、実際には休業を行った期間とごとに計画局を提出することが必要です。（※計画や支給申請の場合は、資金をめ切り実績と呼びます。）
- その後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 申請提出しない休業等については、初回の計画提出時、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい。（最大3ヶ月定期間分の手続きを同時にを行うことができます。）
- 事後提出しない休業等の場合の手続きは判定基準期間は判定基準期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ◆

【通常時】
休業等実施計画届
事業の縮小
休業等実施
計画提出
【計画提出】
事業の縮小
休業等実施
計画提出
【計画】
休業等実施
計画届
計画提出
【支給】
支給申込
支給申請
支給・不支給
支給申込
支給申請
支給・不支給

◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)◆

休業等実施計画届
事業の縮小の状況を記載。
事業予定日、規制等を記載。
【添付】
事業の縮小の状況に関する申請書
(新型コロナウイルス感染症届け出用)
事業者代表者認証書
【添付】
労使協定書
【添付】
事業所の状況に関する書類
(生産指標は届出前の3ヵ月で算定します。)・所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類等
◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※休業が開始された場合は、
①休業の実施予定期間・日数、②休業時間数、
③何をとる労働者の割合及び人数、④休業手当額の算定基準

◆その他の主要な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の厚生労働省であること。
- 支給のための面倒をあがなうこと。
- 支給に必要な書類等を整備・保管していること
- ① 厚生労働省の規定を理解・受け入れること
② 賃金手当の算定が勤務時間から求められた場合に応じること
③ 労使間の協定により休業額を定めること
- 休業手当の算定が勤務時間による休業額の実施日の実施日の延長日数によって異なるものであること。
- 判定基準期間における対象が勤務による休業額の実施日の延長日数は1／1以上となるものであること。
- 判定基準期間の1／2（大企業の場合は1／1.5）以上となるものであること。

- 請求については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
- 支給の円滑化のため、書類等の整理や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。

採用内定取消しの防止について

～学生の皆さま、労働局・ハローワークへご相談ください～

学生の皆さまへ

内定が取り消されてしまいそうなときは、

ハローワークでは、皆さまの内定取消し回避に向けて、事業主へ働きかけます。

内定が取り消されてしまったときは、

ハローワークでは、皆さまの新たな就職先の確保に向けて、全力で支援します。

厚生労働省では、学生の皆さまの就職支援機関として、「新卒応援ハローワーク」を、全国56箇所に設置しています。未内定の方も含め、個別にきめ細かな支援を行っています。



学生の皆さま、あきらめずに、まずはお近くの労働局・ハローワークまでご相談ください。

ハローワーク

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

L1020313 関係 01

厚生労働大臣
かくさん

成率の引上げ等の措置を行うこととしております。
こうした特例措置を活用していただき、採業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が計算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の能力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

二 職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失つた方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。

三 新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいたくとともに、2020年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。

四 有期限労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。

五 就労者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いとされていますから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の柔軟的な雇用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

六 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対するため、正規雇用労働者が非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を割当しましたので、取組への御協力をいただきまようお願いいたします。

※以上的支援を受ける、効果的支援を行なうため、協議型の相談ヒート、企画説明会の会場等の
◆ 全国各地で「ハローワーク就業支援会議」が開催され、職業訓練形態による学習会のセミナーの開催
◆ 大学生等へ定期的に訪問し出張相談。職業訓練形態による学習会のセミナーの開催
◆ 職業訓練の問題を解消するための会議の開催
◆ 就業情報会議等で学生活動費を立てることと同様に就業相談会（懇親会等）
◆ 就業希望者の満足度の高いもの相談、工事内容による就業相談会の併設相談
◆

【実績】就業決定者数：約18.8万人（平成30年度）
※『新卒就職ハローワーク』を運営する各都道府県、企業の入場登録総数は年々増加傾向にある。
◆ 「就業希望者数」（※）が大手担当会社の志願力が高ま
◆ 新卒就職力就業実現に対する取り組みを実施する項目が以下の就業支援メニュー（主な支援メニュー）

- 自己理解・加重への理解等の不足があり、就業決定者数で年々増加している学生等
- ディスカウント等で団体職場を抱える学生等があり、内定者数で年々増加している学生等
- 運営の運用改善などで年々減少、就業活動の集まりの運営が求められている。

※大学等の連携の下、特に以下の課題を抱える学生等を重点的に支援
◆ 大学・短大・専修学校等新卒者及び未就職卒業生（卒業後概ね3年以内の者）
◆ 主要対象（※）

新卒応援ハローワーク（全国56ヵ所）（平成22年度実績）

新卒応援ハローワークの概要

33

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた
中小企業等への対応について（概要）

（令和2年3月17日付厚生労働省発基0317第17号 厚生労働事務次官依命通達）

現在の状況と依命通達の趣旨

○新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられている。

都道府県労働局及び労働基準監督署において、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底するよう、厚生労働大臣から事務次官に対して指示 → この趣旨を3月17日の記者会見において厚生労働大臣から説明するとともに、事務次官から依命通達を発出

1. 中小企業等への配慮

▶労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）における「その他の事情」には、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響も含まれることを明確化。

○労働施策基本方針（平成30年12月28日閣議決定）（抄）

（略）中小企業等における労働時間の削減、人材の確保の状況、取引の実績等の他の事情に配慮し中小企業等の立場に立った対応を行い、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に係る違反が認められた場合においても、当該中小企業等の事情を踏まえ、使用者に対し自主的な改善を促していく。

2. 労働基準法第33条の解釈の明確化

▶労働基準法第33条第1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の対象となり得る場合を明確化。

＜労働基準法第33条第1項の対象となり得る場合＞ ※このほか、人命・公益を保護するために臨時の必要がある場合も該当し得る

- 新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合
- 手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合
- 新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合

3. 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

▶1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の予定どおりに制度を実施することが企業の経営上著しく不適当と認められる場合には、制度の途中であっても、労使協定を締結し直すことも可能であることを明確化。

4. 36協定の特別条項の考え方の明確化

▶繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症によるものである場合には、36協定の特別条項に明記されていないとも、「臨時的な特別の事情がある場合」の理由として認められるものであることを明確化。

も十分に配慮した相談・支援に取り組むことについて、都道府県労働局長に通知をし、その徹底を図るよう、指示をしたところであります。
企業の皆様におかれましては、感染拡大の防止と、また事業活動の維持、そして雇用の確保に向けて引き続きご努力をいただきたいと思います。
政府としてもそれに向けて最大限の支援を引き続き行ってまいりますので、どうか皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

3月17日（火）開議後会見
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用・労働分野の対応について（冒頭発言）

政府においては、去る3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を取りまとめ、感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、経済への影響については、雇用の維持と事業者の方々の事業継続を最優先に取り組んでおりますが、改めて、企業の皆様に厚生労働省からのお願いを申し上げたいと思います。

まず、感染拡大の防止に資する働き方・休み方として、自宅等でのテレワークの積極的な活用や時差通勤の導入、そして、発熱などの風邪の症状がある方が休みやすい環境の整備を改めてお願いしたいと思います。

また、雇用調整助成金については、全業種での活用を可能とし、新規採用者の休業への助成も可能とするなど、事業主の皆様のご努力を支援するため、特例措置を強化していくところであります。積極的にご活用いただき、既に経済団体の皆様にはお願いしているところではありますが、雇用の維持や採用内定取消しの防止、特に非正規の方々の雇用維持や採用内定取消の防止について、事業主の皆様には改めて特段のご配慮をお願いしたいと思います。

また、小学校等の臨時休業等に伴い仕事を休まざるを得ない保護者等を支援する新たな助成金制度については、明日3月18日に制度の詳細をお知らせしたいと思います。また、支給申請の受付を開始する予定であります。さらに、マスクの緊急の増産要請など、想定外の需要に対応する企業の皆様から、時間外労働など労働時間の取扱いについてのお問合せを多く頂戴しております。

このため、本日、私から事務次官に対して、新型コロナウイルス感染症への対応として、人命や公益の観点からの緊急の業務について(は、労働者の健康確保を図った上で、労働基準法第33条の労働基準監督署長の許可又は届出による労働時間の延長ができる場合があることから、この許可又は届出の手続きについて周知をすることと、また、4月1日から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用される中、労働基準監督署において(は、引き続き中小企業の立場に立った丁寧な相談・支援を行うこととしておりますが、その際には、今般の新型コロナウイルス感染症が中小企業に与える影響に

臨時休業による学校給食休止に伴う諸課題への対応

課題

学校の設置者

○学校給食費(食材費)

- ・キャンセルが間に合わなかった発注済み食材費の支払い
- ・設置者が負担する食材費のキャンセル代 等

○調理業務等委託費

- ・調理業務等委託費に対する違約金

給食関係事業者

- ・売上の減少
- ・自宅待機等にかかる人件費
- ・施設設備の維持費



学校給食費返還等事業(予備費により新設:文部省)

- ・臨時休業期間中の学校給食費について、保護者への返還を要請
- ・上記要請に伴い、設置者が負担する食材に係る経費(キャンセル代含む)を補助
- ・調理業務等委託費についても、様々な契約形態があることから、国・地方が一体となり、状況に応じて柔軟に対応



事業活動の縮小や雇用への対応

- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大(厚労省)
- ・強力な資金繰り対策(中小企業庁等)



安全・安心な給食の確保と食品ロス対策(予備費により新設)

- ・給食調理業者に対して研修費や消耗品購入、設備更新を支援(文部省)
- ・食品納入業者等に関し代替販路の確保に向け支援等(農水省)

学校臨時休業対策費補助金

令和元年度予備費：182億円



課題

【学校の設置者】

○学校給食費(食材)

- ・キャンセルが間に合わなかった発注済み食材費等の支払い

○調理業務等委託費

- ・調理業務等委託費に対する違約金



対応策

学校給食費返還等事業(予備費により新設:文部省)

- ・臨時休業期間中の学校給食費について、保護者への返還を要請
- ・上記要請に伴い、設置者が負担する食材に係る経費(キャンセル代含む)を補助
- ・調理業務等委託費についても、様々な契約形態があることから、国・地方が一体となり、状況に応じて柔軟に対応



事業活動の縮小や雇用への対応

- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大(厚労省)
- ・強力な資金繰り対策(中小企業庁等)



安全・安心な給食の確保と食品ロス対策(予備費により新設)

- ・給食調理業者に対して研修費や消耗品購入、設備更新を支援(文部省)
- ・食品納入業者等に関し代替販路の確保に向け支援等(農水省)

補助事業の概要

①学校給食費返還等事業

保護者の負担軽減等に資するため学校の設置者が臨時休業に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を支援する。

【補助率】公立3/4、私立3/4(上限は公立給食費平均額の3/4)、国立10/10

※公立については地方負担額の80%を特別交付税措置

②衛生管理改善事業

学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るため、地方公共団体が学校給食調理業者(パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む)に対し、職員研修、衛生設備等の購入に係る経費を支援する場合に補助を行う。

【補助率】2/3 ※地方負担額の80%を特別交付税措置

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
新たな販路へのマッチング等促進対策

【令和元年度予備費 396百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、実需者等とのマッチングや保管・配送料等の費用を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 販売サイト支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先とのマッチングを行うサイトを既存の販売サイトの中に増設、運営、周知する取組を支援とともに、当該サイトでの販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

2. 地域における取組支援対策

地域において学校向け未利用食品の即売会の開催など新たな販売先を確保するためのマッチングを行う取組を支援とともに、当該取組での販売を目的とした未利用食品の保管・配送経費を支援します。

3. 事業者への配送料等への支援対策

学校向け未利用食品の新たな販売先を独自に確保した際の保管・配送経費を支援します。

<事業の流れ>



新たな販路へのマッチング支援

食品関連事業者



【お問い合わせ先】 食料産業局食品流通課 (03-3502-8267)

学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業

【令和元年度予備費 2,299百万円】

<対策のポイント>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校要請に従って、学校が休校し、給食が停止されたことにより、キャンセルされた学校給食用牛乳向け生乳を長期間保存可能な脱脂粉乳等の用途に仕向け変更した場合に生産者に生じる乳代価格差への支援等を実施。
- ・脱脂粉乳等の国内在庫が高い水準で推移していることから、学校給食用牛乳向け生乳を円滑に脱脂粉乳等へ仕向け変更を行うため、需要のある飼料用へ用途変更した場合に乳業者に生じる販売価格差への支援等を実施。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 学校給食用牛乳向けから脱脂粉乳等向けへの仕向け変更に伴う生産者対策

- ① 生産者への乳代価格差への支援
学校給食用牛乳向けから乳価の低い脱脂粉乳等向け生乳への仕向け変更によって生産者に生じる乳代価格差への支援
- ② 脱脂粉乳等に処理する工場への出荷先変更に伴う広域輸送に要する掛増し経費への補助

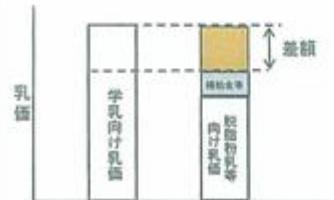
2. 脱脂粉乳等の用途変更や学校給食用牛乳の処理に伴う乳業者対策

- ① 脱脂粉乳等の飼料用への用途変更に伴う価格差等への支援
ア 業務用から飼料用への脱脂粉乳等の用途変更に伴う価格差への支援
イ 業務用脱脂粉乳等の在庫増加分の保管料等の補助
ウ 飼料用脱脂粉乳等の輸送費補助
- ② キャンセル前に製造した学校給食用牛乳の処理に伴う掛増し経費補助

1の事業

学校給食用牛乳に仕向ける予定だった生乳の一部が、脱脂粉乳等に用途変更された際の価格差への支援

脱脂粉乳等に処理する工場への出荷先変更に伴う広域輸送に要する掛増し経費を補助



2の事業

業務用に製造した脱脂粉乳等を飼料用に販売した際の価格差への支援



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 生産局畜産部牛乳乳製品課 (1. 2.①の事業) (03-3502-5988)
(2.②の事業) (03-6744-2128)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）～ポイント（経済産業省関連）～

1. 強力な資金繰り対策

(1) 約1.6兆円規模の融資・保証枠を確保（第1弾5000億+第2弾1.1兆）
(2) 特別貸付を創設、週にして金利引下げ（▲0.9%） （中小1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）。
更に、 フレーランスを含む個人事業主、売上高が急減している中小・小規模事業者 について、実質的に無利子化。
(3) 影響の広がりや深刻さを踏まえ、 危機時の対策 を発動。
● セーフティネット保証4号・5号 （2階分別枠）に加えて、 危機回復保証（100%保証） を初めて発動し 3階分別枠 を措置。
● 日本政策金融公庫による特別貸付（予備費：579.0億（うち財務省計上346.0億））
制度開始時期： 適用要件： 元上高▲5% ※個人事業主（フリーランスを含む）には、影響に関する定性的な説明でも可。 中小企业3億円、国民事業6千万円＜別枠＞
貸付額： 金利： 利下対象上限： 中小企业1億、国民事業3千万 ※当初3年間
② 特別利子補給制度（予備費：47.0億）
制度開始時期： 適用要件： ① 小規模事業者（フリーランス含む個人事業主）：要件なし ② 小規模事業者（法人）：元上高▲15% ③ 中小企業者（上記①②を除く）：元上高▲20%
補給対象限度額： 中小企业1億、国民事業3千万 ※当初3年間
③ マル経融資制度の拡充（予備費：2.0億（財務省計上））
小規模事業者に対して別枠1千万円を▲0.9%金利引き下げ（1.21%→0.31%）
④ 危機回復保証（予備費：54.0億（うち財務省計上47.0億）の内数100%）
適用要件： 保証割合： 元上高▲15% 一般保証、セーフティネット保証とは、さらに別枠で2.8億
⑤ 危機対応業務 指定金融機関 限度額：

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）の概要
(経済産業省関連)

(1) 約1.6兆円規模の融資・保証枠を確保（第1弾5000億+第2弾1.1兆）
(2) 特別貸付を創設、週にして金利引下げ（▲0.9%） （中小1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）。
更に、 フレーランスを含む個人事業主、売上高が急減している中小・小規模事業者 について、実質的に無利子化。
(3) 影響の広がりや深刻さを踏まえ、 危機時の対策 を発動。
● セーフティネット保証4号・5号 （2階分別枠）に加えて、 危機回復保証（100%保証） を初めて発動し 3階分別枠 を措置。
● 日本政策金融公庫による特別貸付（予備費：579.0億（うち財務省計上346.0億））
制度開始時期： 適用要件： 元上高▲5% ※個人事業主（フリーランスを含む）には、影響に関する定性的な説明でも可。 中小企业3億円、国民事業6千万円＜別枠＞
貸付額： 金利： 利下対象上限： 中小企业1億、国民事業3千万 ※当初3年間
② 特別利子補給制度（予備費：47.0億）
制度開始時期： 適用要件： ① 小規模事業者（フリーランス含む個人事業主）：要件なし ② 小規模事業者（法人）：元上高▲15% ③ 中小企業者（上記①②を除く）：元上高▲20%
補給対象限度額： 中小企业1億、国民事業3千万 ※当初3年間
③ マル経融資制度の拡充（予備費：2.0億（財務省計上））
小規模事業者に対して別枠1千万円を▲0.9%金利引き下げ（1.21%→0.31%）
④ 危機回復保証（予備費：54.0億（うち財務省計上47.0億）の内数100%）
適用要件： 保証割合： 元上高▲15% 一般保証、セーフティネット保証とは、さらに別枠で2.8億
⑤ 危機対応業務 指定金融機関 限度額：

2. 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクが品薄状態であることを踏まえて、需給両面からの総合的な対策として、 厚生労働省と連携・サポートして、①マスクの販売行為禁止、②国によるマスクの買上げ、配布、③マスク等生産設備導入補助を行う。
① マスクの販売行為禁止 小売り業者等からマスクを購入した者がそのマスクを高価転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。
② 国によるマスクの買上げ、配布 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
③ マスク等生産設備導入補助（予備費：1.6億） （経済産業省計上） マスクやアルコール消毒液の生産設備導入の一部を補助（中小3/4、大・中堅2/3）。

- 商工中金及び日本政策投資銀行による危機対応業務
- ・ 経産大臣及び財務大臣等が危機認定を行い、商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、中小企業に加え、大企業・中堅企業への資金繰り支援を行なう。

- 小規模事業者経営改善資金（マル程融資）の拠充【予備費（20億（財務省計上）】
 - ・ 小規模事業者に対し、商工会等の経営指導員が指導を行うことにより、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で、別枠を措置し、基準金利から▲0.9%の金利引き下げを実施（1.21%→0.31%）。据置期間も、設備資金4年以内、運転資金3年以内に延長。

- 政府系・民間金融機関、信用保証協会への配慮要請
 - ・ 財務省や金融庁と連携し、政府系・民間金融機関や信用保証協会に対し、①事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと、②既往債務の条件変更等に最大限の配慮を行うこと、などを要請。

(2) サプライチェーン毀損への対応等 ○ 中小企業生産性革命推進事業における優先支援

- ※3,600億（令和元年度補正予算）
 - ・ 新型コロナウイルスによる影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、感染拡大防止に配慮しつつ生産性向上にも資するテレワークツールの導入等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備投資（中小1/2、小規模2/3）、販路開拓（規模2/3）、ITツール導入（1/2）を補助。
 - ・ 採択審査において新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。
 - ・ また、影響を受ける事業者の生産性向上や貨上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど、申請要件を緩和。さらに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても補助対象に。

- 下請取引における納期等に関する配慮要請
 - ・ 年度末を迎えるにあたり、新型コロナウイルスの影響に鑑み、下請取引における納期の延期等に柔軟に対応を行うよう、業界団体等を通じて民間事業者に対して一層の配慮を要請。

- 下請Gメン等による下請等中小企業への実態把握
 - ・ 下請Gメン等を通じて、感染症発生後の下請等中小企業の取引状況や影響などの実態把握に取り組み、必要に応じて親事業者に対して要請や指導等を実施。

○ 官公需発注に関する配慮要請

- ・ 官公需発注に関する配慮要請
 - ・ 小規模事業者と国・自治体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や予定価格の見直しなど、柔軟な対応を行うよう、国・自治体等に対して配慮を要請。

2. 需給両面からの総合的なマスク対策（厚労省をサポート）

- マスクの転売行為禁止
 - ・ マスクの転売目的の買占めを防止するため、小売業者からマスクを購入した者がそのままのマスクを転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。

○ 国によるマスクの買上げ、配布

- ・ 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
 - ・ マスクを国が一括して購入（1,500万枚）・確保し、必要な医療機関に優先配布。

○ マスク等生産設備導入の補助（経産省計上）

- 【予備費（1.6億）（※2月予備費4.5億への追加措置）】
 - ・ マスクやアルコール消毒液の生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じて生産設備を導入する場合、設備導入に係る費用の一部を補助（中小3/4、大・中堅2/3）。

3. その他（感染拡大防止対策、医療提供体制の構築等）

- 迅速ウイルス検出機器の導入実証【予備費（3.1億）】
 - ・ 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器（通常2、3時間の検査を15分程度に短縮）について、3月中に新型コロナウイルスの検査に活用できるようにするため、既存のPCR機器による検査を行っている機関等に導入し、実用化に向けた実証。

○ 医師による遠隔健康医療相談【予備費（2.5億）】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に対する不安から、対面ではなく遠隔で健康不安について医師に相談をしたいというニーズが増加。これに対応するため、チャット等を活用した遠隔での医師による健診医療相談の体制を整備。

目次

◆ 新着情報	…2	◆ 経営相談窓口の開設	…3	◆ 下請取引配慮要請	…17
◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請	…18	◆ 官公需における配慮要請	…19	◆ 下請Gメンによる実態把握	…20
第1章 資金繰り支援		【信用保証】		【雇用関連】	
◆ 資金繰り 支援内容一覧	…4	◆ SN保証4号・5号	…5	◆ 履用調整助成金の特例措置	21、22
【融資】		◆ SN貸付の要件緩和	…6	◆ 小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	…23
◆ 無利子・無担保融資	…7、8	◆ マル経融資の金利引下げ	…9	【厚生年金】	
◆ マル環境激変対策特別貸付	10	◆ 御生環境激変対策特別貸付	10	◆ 厚生年金保険料等の猶予制度	24
【その他】		◆ 更なる支援 (危機対応業務/危機関連保証)	…11	◆ テレワークに関する情報提供	…25
		◆ 金融機関等への配慮要請	…12	◆ テレワーク導入にご活用	…26
第2章 設備投資・販路開拓支援		【海外関連】		【生産性革命推進事業】	
総額1.6兆円規模で徹底的に支援		【テレワーク】		◆ ものづくり・商業・サービス補助	…14
設備投資・販路開拓	サプライチェーンの毀損等にも対応	経営環境の整備	相談窓口の設置等で経営を下支え	◆ 持続化補助	…15
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ				◆ IT導入補助	…16

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

○経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連で検索、または右のQRコードよりご確認ください。

また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンで検索、または右のQRコードよりご確認ください。

○@meti_chushoで検索、または右のQRコードよりご確認ください。

新着情報

3月11日10:00時点

第1章 資金繰り支援

【支援内容一覧】 ◆ 資金繰り支援全般に関する相談窓口を設置（4ページ）

【融資】

- ◆ 実質的な無利子・無担保融資（7～8ページ）
- ◆ マル経融資の金利引下げ（9ページ）

【その他】

- ◆ 危機対応業務/危機関連保証を措置（11ページ）
- ◆ 政府系・民間金融機関等へ再度、配慮要請を実施（12ページ）
- 第2章 設備投資・販路開拓支援**
- ◆ 公募開始時期が決定

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引における納期等に関して、配慮を要請（17ページ）
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮を要請（18ページ）
- ◆ 下請メンによる実態把握（20ページ）

3月13日10:00時点

第1章 資金繰り支援

【信用保証】

- ◆ SN保証5号で、乳製品製造業や理容・美容業など316業種を追加指定し、受付を開始（4ページ）

第3章 経営環境の整備

【厚生年金】

- ◆ 厚生年金保険料等の猶予制度を掲載（24ページ）

3月13日20:00時点

- ◆ 経営相談窓口および資金繰り支援のお問合せ先に、土日の連絡先を追加

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいたしております。

- ①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。
→資金繰りに因し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

- ②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。
→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。
上記はあくまで一例です。
まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

▶ 平日のご相談

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

▶ 土日のご相談

※土曜日・日曜日も相談を受け付けております。開設している窓口を、以下URLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.meti.go.jp/press/2019/02/2020022801_0/20200228010.html

資金繰り支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。
NEWと記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業です。

信用保証

SN保証4号・5号	
一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円) で、全国・全業種を対象に100%保証。
一般保証枠(2.8億円)	SN保証枠(2.8億円)
※保証枠は、制度上の暫定額となります。	4号：100%保証（金融機関別枠） 5号：80%保証（金融機関別枠） 別枠(2.8億円)は共有

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。	
実質無利子融資	金利▲0.9引下げ
一般保証枠(2.8億円)	SN貸付
※保証枠は、制度上の暫定額となります。	基準金利 金利当初3年▲0.9%引下げ
	[対象要件] 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（営業所のあるフランチャイズ含み、小規模従事者）については、基準に応じて
(再)特別貸付	
SN貸付	金利引下げなし
※保証枠は、制度上の暫定額となります。	[対象要件] 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（営業所のあるフランチャイズ含み、小規模従事者）については、基準に応じて
特別貸付	
SN貸付	金利当初3年▲0.9%引下げ
※保証枠は、制度上の暫定額となります。	[対象要件] 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（営業所のあるフランチャイズ含み、小規模従事者）については、基準に応じて

※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

※平日・休日0時00分～17時00分

金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

▶ 個別支援のお問合せ先 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証4号・5号

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については認定基準の運用を緩和

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。

◆ SN5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定したのに続き、3月13日にも316業種を追加指定。これにより、508業種が対象となります。なお、指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会までお問合せください。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合せください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」

または右のQRコードによりご確認いただけます。

➡ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度
を併用することで実質的な無利子化を実現

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金

【融資限度額】中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%
※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかるらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。
詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問い合わせ先】

平日のご相談

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
融資第二部 中小企業融資第一班：098-941-1785

土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）
：0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

※令と2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は適用が可能です。
※令和2年3月2日時点、借用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

【お問い合わせ先】

▶ 平日のご相談
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班：098-941-1785
▶ 土日・祝日のご相談
日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）
：0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が
国より次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行つた方にについて、上記適用要件を満たす場合には本制度の適用が可能です。

【お問い合わせ先】
中小企業金融相談窓口 03-3501-1544
※平日・休日9時00分～17時00分

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

-29/64-

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金
【融資限度額】
別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、
▲0.9%引下げ

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口一覧」または右のQRコードをご確認いただけます。

➡ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」を御確認ください。

更なる金融支援 (危機対応業務/危機関連保証)

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

衛生環境激変対策特別貸付とは?

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店業及び喫茶店業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

①最近1か月間の売上高が前年同月に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。

②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】基準金利：1.91%ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

▶ 平日のご相談
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

▶ 土日・祝日のご相談
日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）
：0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

危機対応業務

商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。

【制度概要】※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【お問い合わせ先】
中小企業金融相談窓口 03-3501-1544
※平日・休日9時00分～17時00分

危機関連保証

全国の中堅企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中堅企業・小規模事業者に対して、異なる別枠（2.8億円）を措置。

※保証対象範囲に沿る。詳しいは最寄りの適用保証協会にご相談ください。

これにより、SN保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保

【イメージ図】



※保証料率は、融資上の保証料率となります。

【お問い合わせ先】最寄りの信用保証協会
※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードにより確認いただけます。
▶ 土曜日・日曜日の連絡先については、3ページ「土日のご相談」をご確認ください。



生産性革命推進事業

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

金融機関等への配慮要請

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

-31/64-

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対応して計3回要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。
※繰り返し要請している内容は省略

【当面の貸付業務について（2月7日）】

- ①適時適切な貸出
- ②返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③企業の実績に応じた十分な対応
- ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及びみどり銀團融資公團に対しう

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】

- ①迅速かつ積極的に対応
- ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】

- ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計3回要請を行っております。

【お問い合わせ先】

中小企業金融相談窓口：03-3501-1544

金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）

【生産性革命推進事業全体に関するお問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 企画部

生産性革命推進事業室：03-6459-0866

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。

影響を受ける事業者への特別措置

①優先的な支援
ものづくり・商業・サービス補助、持続化補助、IT導入補助の採択審査において加点措置。

②申請要件緩和
ものづくり・商業・サービス補助において、生産性向上や質上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予。

③調査適用
ものづくり・商業・サービス補助において、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象に。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)

<https://seisanssei.smnj.go.jp>



なお、ポータルサイトでは、補助金に関する情報に加え、
①専門家による相談対応の案内
②支援ツール・サービス先進事例の紹介
③中小企業に関する国の制度変更に関する周知
など、中小企業・小規模事業者の方々に役立つ情報を発信中です。
生産性向上に取り組まれる事業者の皆さまは、ぜひご確認下さい。

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。3月10日より公募開始。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等
補助上限：原則1,000万円
補助率：中小1/2 小規模2/3

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行つ
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月10日（火）17時～
電子申請受付：令和2年3月26日（木）17時～
応募締切：令和2年3月31日（火）17時（1次締切）
※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月（2次）、8月（3次）、11月（4次）、令和3年2月（5次）に繰りを設け、それまでに申請のあつた分を審査し、採択結果を行います。（予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubou20200310.html>
または、右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：050-8880-4053

受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

②持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。3月10日より公募開始。

基本情報

対象：小規模事業者 等
補助額：～50万円
補助率：2/3

想定される活用例

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月10日（火）18時～
電子申請：準備中
応募締切：令和2年3月31日（火）当日消印有効（1次締切）

※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月（2次）、10月（3次）、2月（4次）に繰りを設け、それまでに申請のあつた分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
または、右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：03-6670-2540

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojojin.info/>
または、右のQRコードよりご確認ください。
電話番号：03-6447-2389

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

③ IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。3月13日より公募開始。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円
補助率：1/2

想定される活用例

・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する
※加点には、在宅勤務制度（テレワークツール）の導入に取り組むことが必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月13日（金）15時～
電子申請受付：令和2年3月13日（金）15時～
公募締切：令和2年3月31日（火）17時（臨時分：1次締切）
※令和2年度内に、令和2年6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあつた分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>
または右のQRコードによりご確認ください。

※なお、お問合せの受付および上記URLにおける令和元年度補正予算に関する
ご案内は3月13日（金）15:00を予定しております。
※予告なく、受付時刻を変更する場合がございます。

問合せ先決定後、速やかに下記サイトでご案内させていただきます。

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト（再掲）
<https://seisansei.smj.go.jp/>または右のQRコード

【お問い合わせ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618までご連絡下さい。

下請引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上のしわ寄せ防止（2月14日）】

- ①サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価よりも低い下請代金の設定を行わないこと。
- ②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③経営環境の整備

- ①納期や支払い等への一層の配慮（3月10日）】
 - ①納期に遅れる可能性に留意し、納期に間に差がある場合は対応を行うこと。
 - ②原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。
- ③下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。
- ④発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行ふなど最大限の配慮を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

官公需における配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下記振興法、独占禁止法及び下記代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。
(適正な対応の例)
 - 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
 - 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
 - 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

- ②個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行ふこと。

- ③個人事業主・フリーランスから、差熱等の風邪の症状や、休校には、業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、
どこに相談すればいいの？

【お問い合わせ先】
下記までご連絡下さい。
下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】各府省等の官公需相談窓口
※問い合わせ先一覧については追って掲載させていただきます。

雇用調整助成金の特例措置

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

どのように活用されるの？
例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいたしております。

■放送コンテンツ産業

「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

■産業機械製造業

「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

■建設機械製造業

「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買いたたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下譜Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

[お問い合わせ先]各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道 011-700-2251 中部 052-589-0170 四国 087-883-6423
東北 022-217-0417 近畿 06-6966-6037 九州 092-482-5450
関東 048-600-0324 中国 082-224-5745 沖縄 098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

詳細は、 厚生労働省 雇用調整助成金 で検索

[お問い合わせ先]最寄りの都道府県労働局
※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードによりご確認いただけます。

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

-35/64-

下請Gメンによる実態把握

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金とは？
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①
※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連事業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。

③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

雇用調整助成金の特例措置

(自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域)

更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）の事業主に対しては、特別的に、生産指標が低下したものとみなしうまく対応するため、正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引き上げます。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間に適用します。

【特例の対象となる事業者】

緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標要件（売上高等10%減）（は漸減したものとして扱う。）
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に引き上げ。

⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。

※下線部分が緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。

詳細は、[厚生労働省雇用調整助成金](#)で検索

【お問い合わせ先】

厚生労働省：03-5253-1111（代表）

詳細は、[新型コロナ休暇支援](#)で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

テレワークに関する情報提供

①資金繰り ②設備投資・販路開拓 ③経営環境の整備

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であれば
ぱソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能
能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。(製造業)
○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕
組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャッ
トなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにしました。(サービス業)
これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

①テレワーク情報サイト（総務省）

♪テレワーク情報サイトで検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

②テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

♪テレワーク総合ポータルサイトで検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）
電話：0120-91-6479

メール：sodan@japan-telework.or.jp

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

厚生年金保険料等の猶予制度

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められます。

2. 納付の猶予

次いずれかに該当する場合は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められます。
①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
③事業を廃止し、または休止したこと
④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

【お問い合わせ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）
<https://www.nenkin.go.jp/section/section/index.html>

申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）
[https://www.nenkin.go.jp/service/kouoden/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html](https://www.nenkin.go.jp/service/kououden/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html)

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

現地進出企業・現地情報報 及びジエトロ相談窓口

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①資金繰り
②設備投資・販路開拓
③経営環境の整備

①ジエトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

②操業再開に向けた中国の省市別支援策

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

【応募期限】2020年3月24日（火）まで

【支援回数】1回あたり最大3回（1回あたり最大2時間）
【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

②ビジネス短信の発信
ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

③新型コロナウイルス関連相談窓口
ジエトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）
東京03-3582-5651

例えは、こんなご相談をいたしました。

- (1) 新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
- (2) 中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、で検索、または
以下のURLもしくは右のQRコードによりご確認ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



テレワーク導入に ご活用いただける支援策

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

①テレワークマネージャー派遣事業

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施します。

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

【応募期限】2020年3月24日（火）まで

【支援回数】1回あたり最大3回（1回あたり最大2時間）
【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。


②時間外労働等改善助成金特例コース（テレワーカーコース）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設け、3月9日（月）より申請の受付を開始しました。

詳細・申請方法は右のQRコードよりご確認ください。


③IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（16ページ参照）

④税制面での支援（少額減価償却資産の特例）

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※について、全額損金算入することができます。
※取得価額が30万円未満の設備に限ります。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」をご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。


⑤中小企業税制パンフレットで検索、または右のQRコード
よりご確認ください。※税制パンフレット22ページに記載しております。



輸出入手続きの緩和等について

①資金繰り

②設備投資・販路開拓

③経営環境の整備

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下とおりまとめました。

1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間の延長を申請することが可能です。[外為法]

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。[関税暫定措置法等]

2. 輸出関連

輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間の延長を申請することが可能です。[外為法]

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。[外為法]

なお、輸出入とともに、各國政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等

※連絡先は経済産業省HP特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認いただけます。



資 料

- 資金繰り支援
- サプライチェーン毀損への対応
- 税務手続等における対応
- 通関手続等における対応

新型コロナウイルス感染症 政策金融でのこれまでの取組み

- 1月29日 日本政策金融公庫が「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置
- 1月30日 日本政策投資銀行が「新型コロナウイルス感染症の影響に関する経営相談窓口」を設置
- 2月 7日 財務省等が政策金融機関に対して、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うことを内容とする配慮要請を実施
- 2月13日 政府が緊急対応策を決定・公表
- ・ 中小企業等に対する資金繰り支援として、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠5,000億円を確保
 - ・ 特別相談窓口を開設し、資金繰り支援の必要がある場合、売上高の減少等の程度に関わらず、セーフティネット貸付の対象とするよう、要件を緩和
- 3月 6日 麻生財務大臣兼金融担当大臣談話発出
- ・ 休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと
 - ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
 - ・ この取組状況を報告すること(これについては、財務省より公表する)等
- 3月10日 政府が緊急対応策第2弾を決定・公表
- ・ 日本政策金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設
 - ・ 売上高が急減している中小・小規模事業者については、利子補給により、実質的に無利子化
 - ・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務を実施し、中堅・大企業の資金繰りに万全を期す
- 3月16日 麻生財務大臣兼金融担当大臣が、官民の金融機関と面会し、資金繰りについての要請を実施
- ・ 対日本政策金融公庫：融資相談にスピード感をもって対応するよう、要請
 - ・ 対日本政策投資銀行：危機対応業務により、中堅企業等の資金繰りに万全を期すよう、要請

2

日本政策金融公庫の融資手続きの迅速化について①

1. 財務省等による要請

- 今月（3月）6日、年度末の金融繁忙期を控えていることから、「相談受付や融資審査・実行等に全力を挙げて最大限のスピードで取り組む」よう、要請
- 同月16日、麻生大臣が、日本政策金融公庫総裁と面会し、「融資相談にスピード感を持って対応する」よう、要請

2. これまでの取組み（主に3月15日まで）

- 本店等から支店への応援派遣（⇒相談・審査要員の増員）
- 支店の営業時間の延長（9時～17時⇒9時～18時）
- 定期人事異動の凍結（1,600人規模。3月25日⇒5月1日）
- 通常の窓口に加え、会議室等での相談対応を実施
- 激甚災害時並みに調査項目を絞り審査を実施。また、現場への決済権限を委譲
- 既に取引のある事業主からの少額融資（500万円目途（※））の申込みについては、面談・訪問調査の原則省略、顧客から求める資料を大幅削減

※ 平成30年度の日本政策金融公庫の融資金額（フロー）は、約半分が500万円以下。

3

日本政策金融公庫の融資手続きの迅速化について②

3. この数日の間に、以下の取組みにより、体制を抜本的に強化

(人的資源の動員)

- 本店等から支店への応援派遣の増強（56名（3月9日）⇒143名（3月16日））
- とくに融資相談の多い国民生活事業部に、同事業部での勤務経験のある他部門の職員の応援や、O B職員の活用を実施
- できるだけ融資審査等にマンパワーを投入できるよう、融資フォローアップ等の事務を縮小

(相談体制の拡充)

- 支店から出向き、商工会議所等での融資相談会を実施（すでに40回実施）
- 支店の電話対応業務の負担を軽減するため、本店会議室を改修しコールセンターを設置し、支店宛への電話をコールセンターへ誘導
- 相談電話回線の増強（8回線（3月11日）⇒50回線（3月18日））

(審査の効率化)

- 既に取引のある事業主について、少額融資に限らず（※）、面談・訪問調査を省略
⇒ 大宗の小規模事業主のお客様からの融資が該当 ※ 大規模案件を除く
- 融資申込みの多い支店において、少額融資専任者を設置
- 早朝、集中的に審査業務を実施（7：30～（通常8：50始業））

4

日本政策金融公庫の融資手続きの迅速化について③

4. これらの取組みにより、公庫は全力で迅速化

(1) 既に取引があり、資金を急ぐ融資の場合、少額融資に限らず、①電話等での調査の推進、②お客様に提出をお願いする現物確認資料等の大幅削減により、迅速化。

とくに、①返済ぶり・財務内容が良好、②審査書類が整っている場合
⇒ 最短即日で融資を決定

(2) 少額融資の申込みについては、面談・訪問調査の原則省略、顧客から求める資料の大幅削減により迅速化。

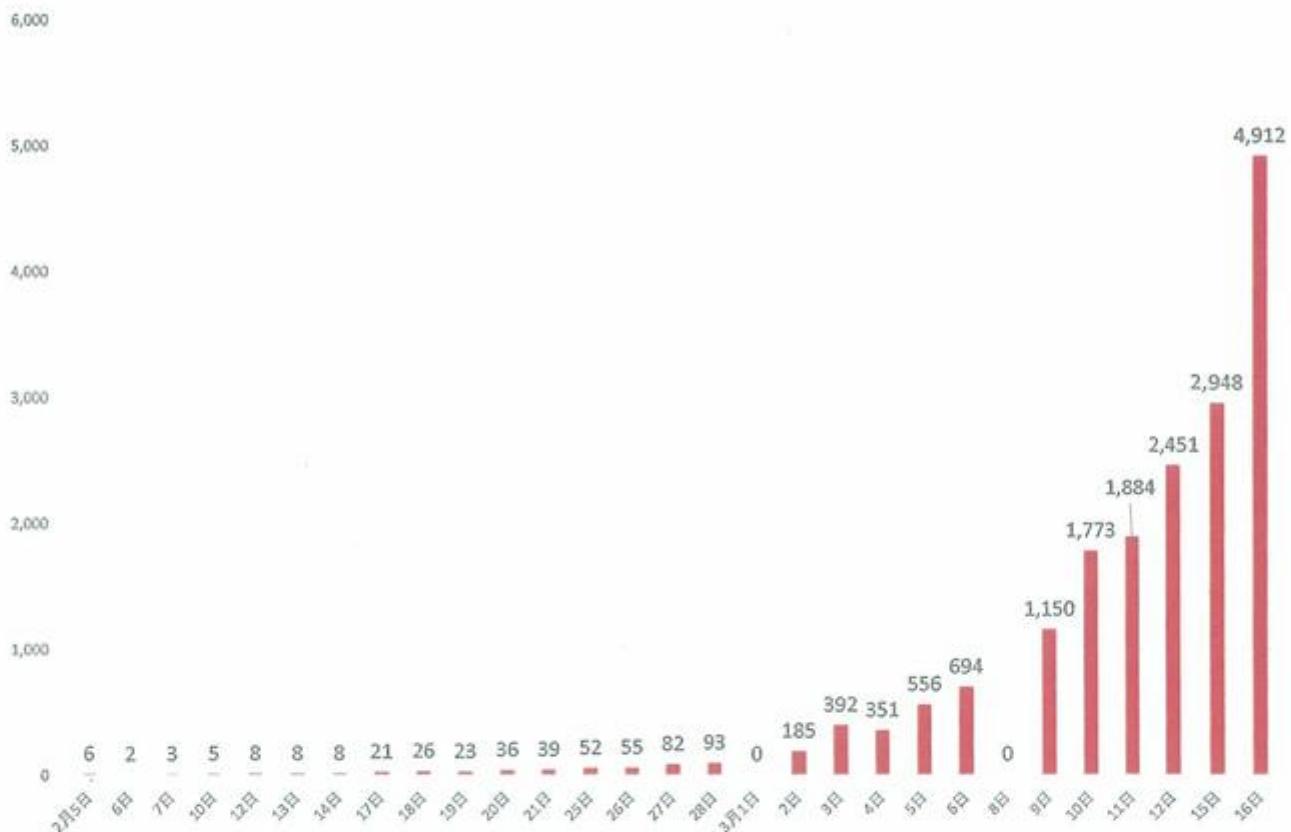
«参考»日本政策金融公庫への相談実績（3月16日終了時点）

融資申込：17,763件（約2,614億円）

融資決定： 5,484件（約 593億円）

5

日本政策金融公庫の相談等実績【融資申込件数】



6

- 資金繰り支援
- サプライチェーン毀損への対応
- 税務手続等における対応
- 通関手続等における対応

7

サプライチェーン毀損への対応

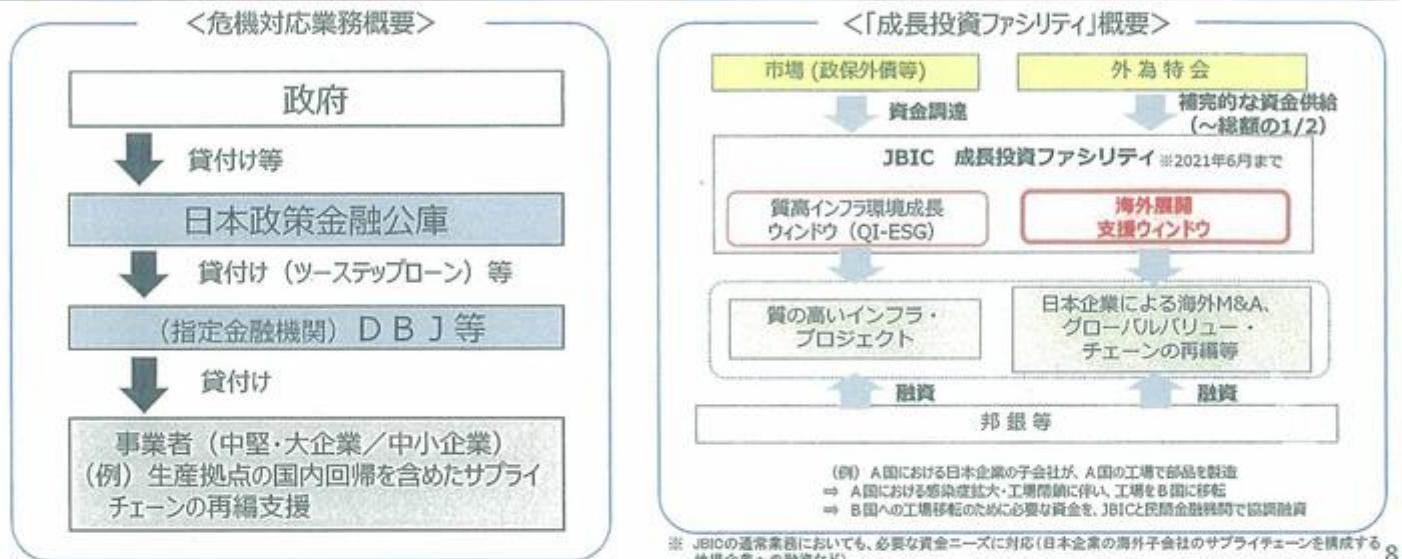
新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（抄）

○ 強力な資金繰り対策

- ・日本政策投資銀行(DBJ)等による生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編支援(2,040億円)。(危機対応業務を発動)

○ サプライチェーン毀損への対応

- ・国際協力銀行(JBIC)において相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する(JBICによる金融措置2,500億円)。



- 資金繰り支援
- サプライチェーン毀損への対応
- 税務手続等における対応
- 通関手続等における対応

税務手続等における対応

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（抄）

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

申告所得税等の申告・納付等期限について令和2年4月16日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の期限での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。

（対応状況）：

- 2月27日、申告所得税等の申告・納付等期限について、令和2年4月16日までの延長を公表。全国税局・税務署に対して周知・徹底するとともに、テレビCM・新聞広告等により積極的な周知・広報を実施。
- 3月9日、全国税局・税務署に対し、国税の納付の猶予の申請や審査について極力簡素化するなど、納税者の状況等に配意した、迅速かつ柔軟な猶予の適用について周知・徹底。
さらに、猶予制度の適用に当たって、今後は、納税者からの問い合わせや相談を待つだけではなく、確定申告相談等のあらゆる機会をとらえてプッシュ型による積極的な制度の周知・広報を実施。

10

- 資金繰り支援
- サプライチェーン毀損への対応
- 税務手続等における対応
- 通関手続等における対応

11

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（抄）

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

(対応状況)

- 3月3日、税関に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関連する貨物については、優先して通関するとともに輸出入通関手続について簡易な通関等を認めて差し支えない旨を指示。
- 3月4日、税関におけるこうした対応について税関HPに掲載し、関係者への周知を実施。
- 各税関においては、輸出入者や通関業者等からの相談に前広に対応するほか、上記指示を踏まえて円滑な通関等を実施。

参考資料

「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について」（抄） (麻生財務大臣兼金融担当大臣談話) (令和2年3月6日) 政策金融部分

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、これまで、2月7日付で関係省庁から政策金融機関等へ、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施しております。また、2月13日に決定した、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として、5,000億円を確保すること等の措置を行っております。
- 各政策金融機関におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、要請します。特に、年度末の金融繁忙期が控えていることも考慮し、
 - ・事業者の業況や当面の資金繰り等について、休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと
 - ・年度末の金融繁忙期を控え事業者からの相談が増加している中、相談受付や融資審査・実行、保証承諾、元本・金利を含めた返済猶予、元本の据置期間の長期化・フル活用など、事業者の資金繰り緩和に向けて全力をあげて丁寧かつ迅速に取り組むこと
 - ・既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、この取組状況を報告すること(これについては、財務省より公表する)
 - ・セーフティネット貸付、セーフティネット保証等の活用などを含めて、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応することを徹底いただきたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないよう配慮願います。
- 3月1日、安倍総理より、「強力な資金繰り支援を始め、地域経済に与える影響に配慮し、しっかりと対策を講じ」との方針が示されております。資金繰り支援策を含む緊急対応策第2弾を速やかに策定し、これを実行してまいります。

14

緊急対応策第2弾（3月10日決定）に盛り込まれている資金繰り支援等の強化について

- 第1弾の資金繰り支援の拡充（1,000億円程度）に加え、今回、日本政策金融公庫等において新型コロナウイルス感染症特別貸付制度（5,000億円規模）を創設し、実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を講じる。
- 併せて、危機対応業務等を活用した日本政策投資銀行・商工組合中央金庫による金融支援（2,040億円）と国際協力銀行による金融支援（2,500億円）を講じる。
- これらの措置を併せて、1.6兆円規模の金融措置を確保する。

新型コロナウイルス感染症特別貸付制度（日本政策金融公庫等）

- 対象者：新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、売上高が▲5%減少した事業者
※個人事業主については、証明困難な場合、融資審査において柔軟に対応。
- 貸付額：中小事業3億円、国民事業6千万円（別枠）
- 金 利：信用力に関わらず一律金利にした上で、3年間▲0.9%引下げ
利下げ上限額は、中小事業1億円、国民事業3千万円

新型コロナウイルス感染症利子補給制度

中小企業基盤整備機構の基金から、以下の要件を満たした事業者について、利子補給を実施し、実質的に無利子化（3年間）。
※東日本大震災特別貸付制度と同様のスキーム。

個人事業主：なし（特別貸付制度の対象者全員）、小規模事業者：売上高▲15%減少、中規模事業者：売上高▲20%減少

危機対応業務等（その他の機関）

- 日本政策投資銀行・商工組合中央金庫による金融支援（2,040億円）：危機対応業務を活用して、中堅企業・大企業の資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援
- 国際協力銀行による金融支援（2,500億円）：日本企業の海外事業の資金繰り・サプライチェーンの確保を支援

15

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－ (令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定) (抄)

○ 強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充(5,000億円規模→6,000億円規模)に加え、売上高が減少している等の中堅・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに5,000億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長5年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第1弾で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金(マル経融資)に別枠を措置し、金利を0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証4号及び5号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の100%(地域を指定する4号)又は80%(業種を指定する5号)を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の100%を保証する危機連鎖保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040億円の金融措置を講ずる。

あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

民間金融機関に対しては、令和2年3月6日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更に迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○ サプライチェーン毀損への対応

(略)また、国際協力銀行(JBIC)を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、JBICにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する(JBICによる金融措置2,500億円)。(略)

16

官民の金融機関への要請（3月16日）

○ 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者からの資金繰りに関する不安の声に加え、年度末の金融繁忙期が控えていることも踏まえ、麻生財務大臣が官民の金融機関と面会し、事業者の実情に応じた十分な対応に万全を期して頂くよう、改めて要請

【政府系金融機関への要請内容】

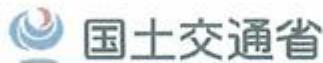
対象機関	要請内容	機関側の発言
日本政策金融公庫 (田中総裁)	新貸付制度の創設等により、多くの相談が寄せられているところ、スピード感をもって対応して頂きたい	急増するお問い合わせに迅速に対応するため、相談体制の強化として、1,600名の定期人事異動の延期、本店から支店への応援要員の派遣、OBの活用、支店の開店時間の延長等を実施している
日本政策投資銀行 (渡辺社長)	危機対応業務を発動することとしており、中堅企業等の資金繰り支援のため、万全を期して頂きたい	<ul style="list-style-type: none">・ 非常時である今、何よりも先んじて危機対応業務に注力する・ 今回の危機対応はまさに日本政策投資銀行の真価が問われるものとの認識の下、期待される役割を果たして参りたい

17

国土交通省説明資料

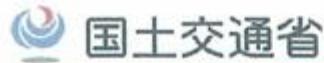
令和2年3月19日

国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 行政手続・公共調達等に係る臨時措置等



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

R2.2.27 通知

- 国土交通省の直轄工事・業務において、受注者の申し出がある場合に、3/15まで一時中止等の措置を行い、これに伴う経費を発注者が適切に負担。

<発注者が負担する経費>

建設機械のリース料、現場事務所の維持費、現場に常駐する技術者の給料や手当など

R2.3.11 通知

- 受注者の申し出がある場合に、一時中止期間を最長で3/19まで延長。
※受注者の意向に応じて、いつ再開しても可。なお、工事を再開する場合には、感染防止策を適切に講じる。
- 受注者の申し出がある場合に、既に前金を支払った場合でも、出来高に応じた支払いを積極的に活用。

(3月16日時点)

	全件数 ^{※1}	一時中止等の申し出件数	3月16日以降も一時中止の継続を申し出た件数
工 事	約9,000件	約200件 (2.2%)	約50件 (0.6%)
業 務	約12,000件	約1,200件 (10.0%)	約200件 (1.7%)

※1：令和2年2月27日時点

2

出来高部分払の積極的な活用について

- 契約時に受注者が中間前金払か既済部分払を選択することとなっており、中間前金払を選択した場合、原則として、既済部分払はできない。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事について、受注者からの申し出がある場合、出来高部分払を積極的に活用する。

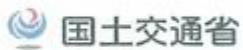


2. 新型コロナウイルスによる観光業への影響と対策



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

新型コロナウイルスによる観光業への影響について



- 観光産業への影響としては、
 - ・ 中国政府による海外への団体旅行等の禁止措置、
 - ・ 日中間、日韓間の航空路線の定期旅客便数の減少、
 - ・ 日本に寄港予定のクルーズの中止、
- により、外国人旅行者が大きく減少していることに加え、日本人旅行者の旅行の手控えが進み、各地域の観光産業に宿泊キャンセルや予約控え等により厳しい影響が広がっている。

1. 中国政府による海外への団体旅行等の禁止措置

- 中国政府により、2020年1月27日以降、中国全土の旅行会社及びオンライン旅行会社による国内外の団体旅行及び個人向けパッケージ商品（航空券+ホテル）の取扱いが禁止になった。

※訪日中国人の旅行形態（2018年） 団体旅行：36.2%、個人向けパッケージ商品：9.2%

2. 日中間、日韓間の定期旅客便数の減少

- 3/15-21の日本－中国本土路線、日本－韓国路線の運航便数はともに、1月時点の計画便数と比べて9割以上減少。
- 中国路線は日側24空港、韓国路線は日側22空港にそれぞれ就航していたが、3月9日以降、到着空港を成田・関空に限定。

※いずれも、3/18現在の情報

3. 日本に寄港予定のクルーズの中止

- 本年2月に寄港予定であった14隻の外国船籍の国際クルーズ船のうち13隻でツアーガ中止。
- 3月についても、国際クルーズ船の寄港予定のキャンセルが続き、現時点では寄港予定は承知せず。



【中止になったクルーズ船の例】
コスタ・セレーナ（イタリア）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

1. 基本方針

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は堅苦しく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。
- このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 帰国者等への支援

◆帰国者等の健康管理・感染拡大防止のための支援

- ・政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- ・国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応



◆帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- ・国民への正確な情報提供
- ・PCR検査、健康診断等

◆邦人の安全確保のための支援

(2) 国内感染対策の強化

◆病原体等の迅速な検査体制の強化等

- ・国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- ・全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- ・新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



◆感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- ・国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- ・帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

◆検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- ・簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- ・民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- ・感染症流行対策イノベーション連合への提出を通じたワクチンの早期開発支援

◆マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

◆国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- ・JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- ・厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
- ・宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

◆観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- ・日本政策金融公庫等による1000億円の緊急貸付・保証枠強化、公庫等による貸付や信用保証会によるセーフティネット保証による資金繰り支援
- ・中小企業生産性革命推進事業等により、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和

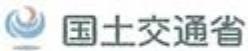


(5) 国際連携の強化等

◆感染症対策に係る国際支援

- ・分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- ・アジア各国等への医療資源等の供与、検査体制の充実への貢献
- ・各国政府との連携による国際的連携行動の実現
- ・NPOなどによる国際貢献の支援

外国人旅行者への対応



日本政府観光局(JNTO) コールセンター

○365日24時間、英語、中国語、韓国語で訪日外国人旅行者に対し、状況を丁寧に聞き取り、新型コロナウイルスに関する最新情報を踏まえ、当該地域における医療機関を案内

周知のための取組

◆1/31(金)

- ・大臣会見、新型コロナウイルス関連の問い合わせにも対応している旨発表
- ・交通事業者、宿泊事業者、観光協会等、高速道路のSA・PA、道の駅等に対して周知
- ・各国大使館等に対して周知

◆2/3(月) 河川の交流館・資料館、国営公園、美術館・博物館、スポーツ施設等に対して周知

◆2/4(火) スーパーやコンビニなどの小売店、地下街管理会社に対して周知

◆2/7(金) 農家民宿、体験交流施設等に対して周知

◆2/21(金) Weiboにてポップアップ広告を掲出し、プッシュ型で周知を開始 *Weibo:中国版Twitter →コールセンターへの問い合わせ件数が増加



Twitter等による正確な情報発信



JNTO Japan Safe Travel (JST) ■ www.jnto.go.jp

The basic measures against infectious disease, as well as the novel coronavirus, are washing hands and "coughing manners" including wearing a mask.

#JNTOsafeTravel



感染予防対策！ 洗手以降に
お口を覆う「手洗い後は顔のマスク」
#JNTOsafeTravel

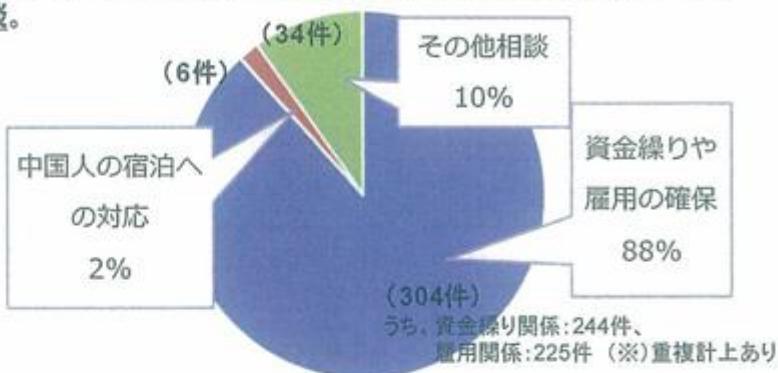


観光関連事業への対応

- 宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者から、相談や要望を丁寧にお聞きするとともに、必要な支援を行うため、令和2年1月31日に、各地方運輸局に特別相談窓口を設置し、相談等に対応中。
- このほか、地域の事業者の方々が置かれた状況をしっかりと把握するため、各都道府県の宿泊団体や宿泊施設、観光施設、イベント主催者等に対し、プッシュ型で調査を実施中。

特別相談窓口

- 3月18日時点で合計344件の相談に対応。
このうち9割弱が、資金繰りや雇用の確保等に関する相談。



プッシュ型調査

○旅館組合

47都道府県旅館組合に聞き取り。

○ホテル・旅館

3月18日時点で全国595の宿泊事業者を調査。

○観光施設

3月18日時点で全国150の観光施設を調査。

○主なイベント等開催状況

3月18日時点で全国225のイベント等を調査。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（ポイント）

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- 需給面からの総合的なマスク対策
 - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - マスクメーカーに対する更なる増産支援
- PCR検査体制の強化
 - PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- AMED等の活用による治療薬等の開発加速

◆症状がある方への対応

- 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
- 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一齊休業等)、1月遅延適用
- 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策

- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ。さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機連携保証(100%)
- 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)
- 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファシリティ」等の活用(最大5,000億円規模)
- DBJによる国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応

- 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共交通等に係る臨時措置等

- 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
- 公共交通等の柔軟対応(工期の延長等)や越境の弾力的対応

◆国際連携の強化

- WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

資金繰り・雇用維持への支援が重要

感染拡大防止

国民の命と健康を守ることを最優先に、緊急に措置すべき対応策を実施。

回復準備

安心して旅行を楽しめる環境を整えて、国内外から観光客を全国各地に呼び込むための取組を実施。

回復



資料 1-9

水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）
入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、イタリア、スペインのそれぞれの一部地域（注）並びにイスランドの全域を追加指定。14日以内にこれらとの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレントイーノ＝アルト・アディジエ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州、イス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州、スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

2. 検疫の強化（厚生労働省）
シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンダラ、イラン、英國、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オランダ、ギリシャ、イスラエル、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チエコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3. 留證の制限等（外務省）

- （1）上記2の国に所在する日本国大使館又は総領事館で3月20日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。
（2）上記2の国に対する査証免除措置を順次停止。

- 上記1.の措置は、3月19日午前0時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記2.の措置は、3月21日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記3.の措置は、3月21日午前0時から4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について
(検疫の強化)

〔 令和2年3月19日解
閣議了 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）（令和2年3月6日閣議了解）に加え、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

- 1 検疫所長は、当分の間、中華人民共和国及び大韓民国を除く国又は地城の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定州等」という。）においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数が多数に上っている状況等があり、本邦内における感染の拡大を防止するためには必要がある場合には、当該特定州等から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において適用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、3月21日午前0時（日本時間）から行うものとする。

以上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について
(査証の制限等)

〔令和2年3月19日〕
閣議了解

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について(査証の制限等)(令和2年3月6日閣議了解)4に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

- 1 外務大臣は、中華人民共和国及び大韓民国を除く国又は地域（以下「特定国等」という。）の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定期等」という。）においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数が多数に上っている状況等があり、本邦内における感染の拡大を防止するために必要がある場合には、当該特定期等を管轄する日本国大使館又は総領事館において一定の日までに発給された一次査証及び數次査証の効力を、当分の間、停止する取扱いを行うこととする。
- 2 外務大臣は、1の場合において、当該特定国等との間に査証の免除措置があるときは、その措置の適用を、当分の間、停止する取扱いを行ふこととする。

3 1及び2に基づく取扱いについては、3月21日午前0時（日本時間）から行うものとする。

4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第2弾ー(令和2年3月10日)

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置

○ 令和2年2月28日

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、本年3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等について、当該外国人の在留期間満了日から1か月後まで受け付けることとした。

○ 令和2年3月17日

現下の状況に鑑み、本年4月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人についても同様の取扱いを行うこととした。

新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けたその他の取扱いについて



1 帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い

① 「短期滞在」で在留中の者

⇒ 「短期滞在（30日）」の在留期間更新を許可する。

② 「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者又は外国人造船就労者）」で在留中の者であって、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望するもの。

⇒ 「特定活動（30日・就労可）」への在留資格変更を許可する。

③ その他の在留資格で在留中の者（上記②の者であって、就労を希望しないものを含む。）

⇒ 「短期滞在（30日）」への在留資格変更を許可する。

2 技能实习生で技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない場合の取扱い

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更を許可する。

3 技能実習2号を修了された方で「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない場合の取扱い

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更を許可する。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化。

4 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

(1) 在留資格認定証明書の有効期間に関する措置

通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱う。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する上陸制限措置対象地域の居住者に対する措置

① 申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合

⇒ 受入機関作成の理由書のみをもって審査する。

② 再入国出国中に在留期限を経過した者など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合

⇒ 申請書及び受入機関作成の理由書のみをもって審査する。

経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連 肺炎対策本部 資料

総務省
令和2年3月19日(木)

テレワーク等の推進

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について（厚生労働省）

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
 - 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、令和2年3月9日から申請の受付を開始した。
 - 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。
- ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額：50万円

2

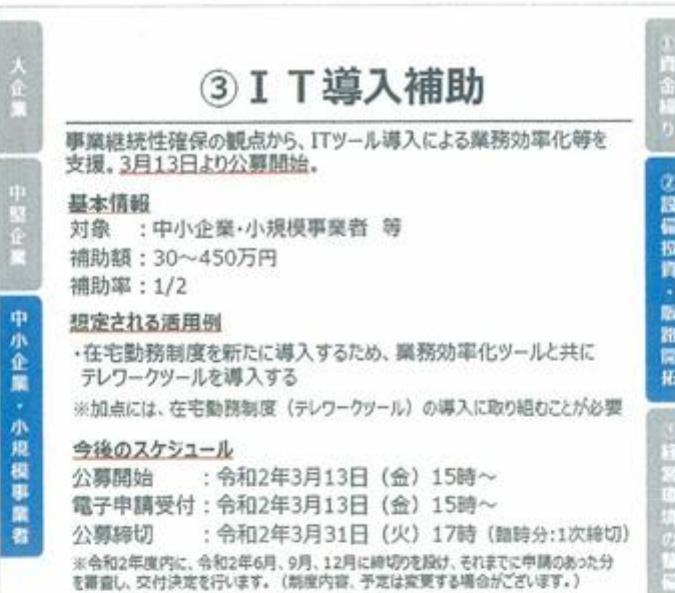
中小企業生産性革命推進事業（経済産業省・中小企業庁） 令和元年度補正予算額 3,600億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3500-3922

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。 このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。 <p>※事業計画期間において、「納与益率額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内賃低減率が地域別最低賃金+20円以上を超過すること」を申請条件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は対象外） ※要件が未満の事業者に対して、天井など事業者の責めに負ひない理由がある場合、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合は、補助金額一部返還をします。</p> <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年内に、以下の達成を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上 補助事業者全体の給与支給額が4.5%以上向上 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。 サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <pre> graph LR A[国] --> B[運営費交付会] B --> C["(独)中小企業基盤整備機構"] C --> D[貸額補助] D --> E["民間団体等"] E --> F["補助 (1/2等)"] F --> G["中小企業等"] </pre>	<p>【基幹業務①】補助事業の一體的かつ機動的運用</p> <p><u>①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）</u> (補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3) 中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。</p> <p><u>②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）</u> (補助額：～50万円、補助率：2/3) 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。</p> <p><u>③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）</u> (補助額：30万～450万円、補助率：1/2) 中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。</p> <p>【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報 生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。</p> <p>【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援 制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。</p> <p>（使い勝手向上のポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常で公募し、複数の枠め切りを設けて審査・採択を行ふことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。 補助金申請システム・ノグランによる電子申請受付を開始します。 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点指標も課ることで初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

3



IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

[IT導入補助についてのお問合せ先]

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

または右のQRコードよりご確認ください。



※なお、お問合せの受付および上記URLにおける令和元年度補正予算に関するご案内は3月13日（金）15:00を予定しております。

※予告なく、受付時刻を変更する場合がございます。

問合せ先決定後、速やかに下記サイトでご案内させていただきます。

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト（再掲）

<https://seisansei.smri.go.jp/>または右のQRコード

16

4

テレワークマネージャー事業（総務省）

【テレワークマネージャー事業】

テレワーク導入を検討する企業等に対し、**専門家**が**無料で相談対応**する事業

→テレワークシステム、情報セキュリティ等、主にICT面で**テレワークの導入に関するアドバイスを実施**

期間の延長

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、WEB・電話相談に限り、**期間の延長**を実施

テレワークマネージャーWeb・電話相談の期間を延長します！総務省事業



▶ 相談実施期間：2020年3月31日（火）まで
新型コロナウイルス感染症対策として、本事業は、4月1日からもWeb・電話相談を継続して実施予定です。

▶ 費用：コンサルティング費用は**無料**、通信料は利用者負担

Q.【テレワークマネージャーWeb・電話相談】とは？

- A. テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家（テレワークマネージャー）が、**無料**でWeb及び電話によるコンサルティングを実施します。
テレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。



行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

6

地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について

- 総務省から「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月3日通知発出）により、次の事項を地方公共団体に対して要請

1. 工期・納期の見直し、契約金額の変更及び迅速な支払い

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期又は納期の見直しやこれに伴い必要となる契約金額の変更等、適切な対応を講じるよう努めること。
- ・受注者への支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めること。

2. 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとすること。

3. 緊急の調達が求められる場合

新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合は、随意契約が可能であること。

4. 予算の縦越事務手続について

令和元年度の歳出予算の経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して年度内の支出が困難となったものについては、地方自治法第213条の規定による縦越明許費又は同法第220条第3項の規定による事故縦越しの手続きを適宜とすること。なお、縦り越すことができる経費については特に限定されていないことから、公共工事の事業費に限らず、調査・設計業務や物品の購入等についても広く適用することができること。

5. その他

地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応については、中小企業庁から「中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮」、国土交通省から「公共工事等への対応」について通知が発出されているので、これらの通知を踏まえ適切に対応されたい。

7

地方公共団体における取組への財政支援

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に係る地方財政措置

＜経緯＞

- 令和2年2月13日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」が決定。
- 令和2年3月10日、同本部において、「緊急対応策－第2弾－」が決定。

＜対応＞

- 第1弾及び第2弾の「緊急対応策」において見込まれる地方負担について、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、災害並みの措置を講じる観点から、地方負担額の8割を基本として特別交付税を措置する予定。

〔地方負担が生じる主な事業〕

【第1弾】

- 保健衛生施設等設備整備補助事業（有症患者が入院できる病床整備に係る備品購入、国庫1/2）
- 疾病予防対策事業費等補助事業（地方自治体の相談窓口設置支援、国庫1/2）

【第2弾】

- 保健衛生施設等設備整備補助事業、疾病予防対策事業費等補助事業
(有症患者が入院できる医療提供体制の確保(備品購入、病床確保)、国庫1/2)
- 学校臨時休業対策費補助事業
(小学校等の臨時休業に伴う学校給食費の保護者負担軽減に対する支援、国庫3/4など)

- 今後とも、地域の実情を伺いながら、関係省庁と連携しつつ、適切に対応。

新型コロナウイルス感染症に係る 事業者への資金繰り支援

令和2年3月
金融庁

新型コロナウイルス感染症に係る事業者への資金繰り支援① (金融庁及び金融機関の対応)

金融庁の対応

- 2月7日、全金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応（要請）」を発出
 - 【事業者支援に係る要請事項】

感染症により影響を受けた事業者に対し、金融機関が事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更などの適切な対応を要請
 - 2月28日、金融機関等との取引に関する相談等を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置
 - 3月6日、全預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援に係る大臣談話の公表、大臣名による要請文を発出
 - 【要請事項】
 - ・事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをしてきめ細かく実態を把握すること、
 - ・既往債務について、返済猶予等の条件変更について迅速かつ柔軟に対応すること、
 - ・新規融資について、金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（担保・保証徵求の弾力化含む）に加え、政策金融機関との連携も含め、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応すること、
 - ・事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること
 - ・現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底すること
 - 【金融庁の対応】
 - 事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、
 - ・特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施、
 - ・金融機関に対して貸出の条件変更等の取組み状況の報告を求め、その状況の公表など、金融機関の取組み状況を適時適切に確認していく。
 - 3月16日、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行及び全国銀行協会の代表と面会の上、大臣より改めて資金繰り支援を要請
- ※ 本日（3月19日）、事業者向けリーフレットをHPに公表の上、自治体、商工団体等の各団体に配付

新型コロナウイルス感染症に係る事業者への資金繰り支援② (金融庁及び金融機関の対応)

金融機関の対応

○ 2月1日～3月13日時点（速報値ベース）

相談受付件数（全体）⇒約92,000件
(地銀) ⇒約27,000件

条件変更件数：約27,000件
条件変更件数：約12,000件
(一部個人の住宅ローンの条件変更件数を含む)

○ 地方銀行の対応事例

- ・新型コロナ対応として、暫定的に6か月程度の元本据え置き等の条件変更(返済条件の緩和)を幅広く実施するほか、既存顧客の急ぎの資金要望に対しては、支店長権限で1・2日で融資を実行。
- ・中小企業等への新たな資金供給手段として、最短即日、最大でも3営業日以内で融資判断する緊急ファンドを創設。
- ・全支店長を招集し、既に条件変更等を行っている顧客に対しても、そのことのみをもって謝絶を行う等せず、事業者の実態に即し条件変更等の柔軟な対応を行うよう指示。
- ・顧客から条件変更の申込みがあった場合には、条件変更に限らず、新規融資の実行も含めて顧客に案内し、条件変更と新規資金のいずれがより適切か事業者と対話しつつ丁寧に対応を実施
- ・新型コロナの影響が特に大きい、観光、宿泊・飲食、卸・小売業の顧客に対し優先的にヒアリングを行い、条件変更等の必要な支援を最優先で実施。併せて、これらの業種以外の顧客にも、担保や保証等の徴求は行わず新規・追加融資を実行
- ・観光客の減少による売上高の急減で、在庫処理損や工場の操業停止を余儀なくされている地元業者に対し、数行で資金繰り対策を検討し、協調融資を実行予定。

